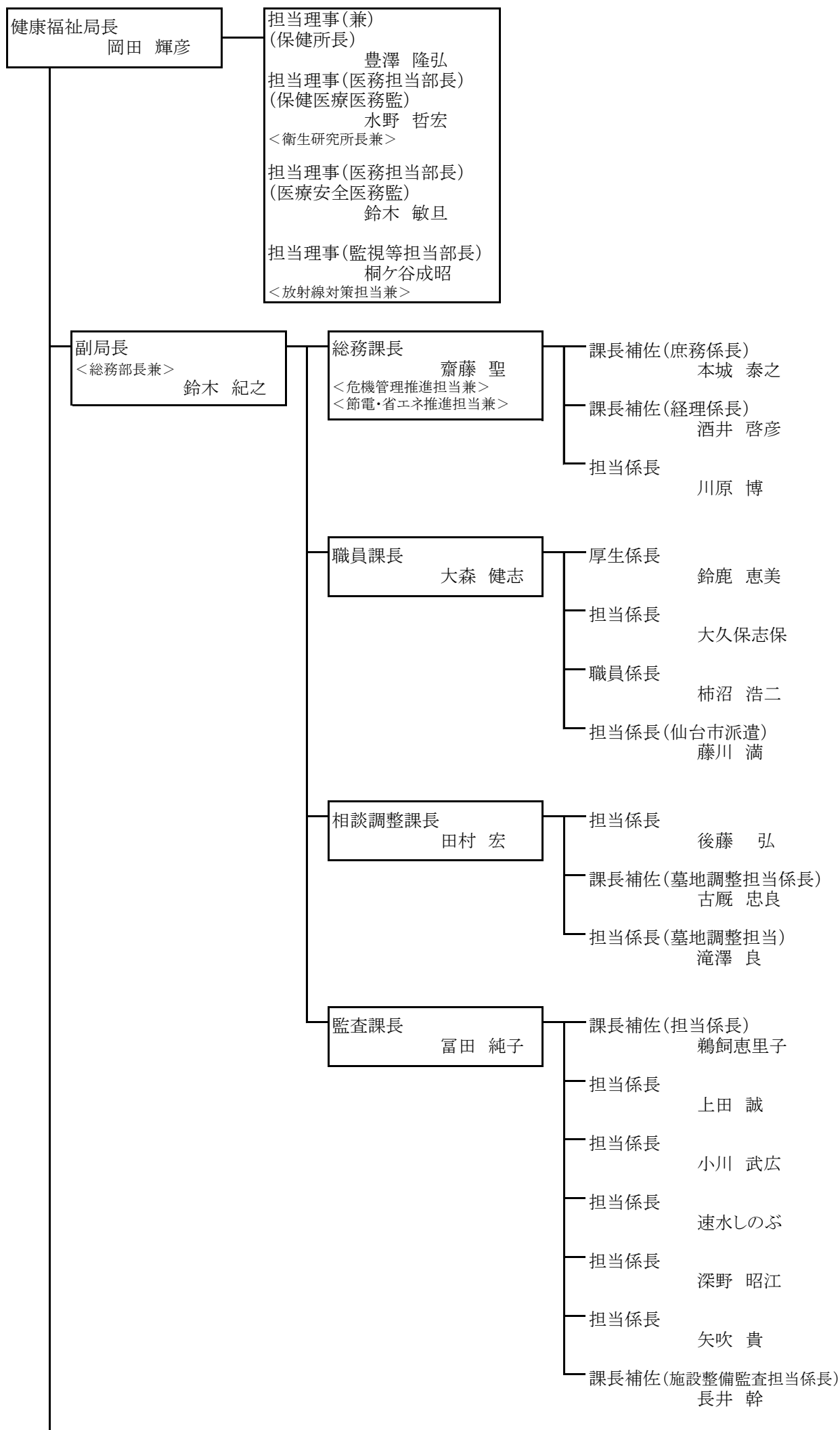


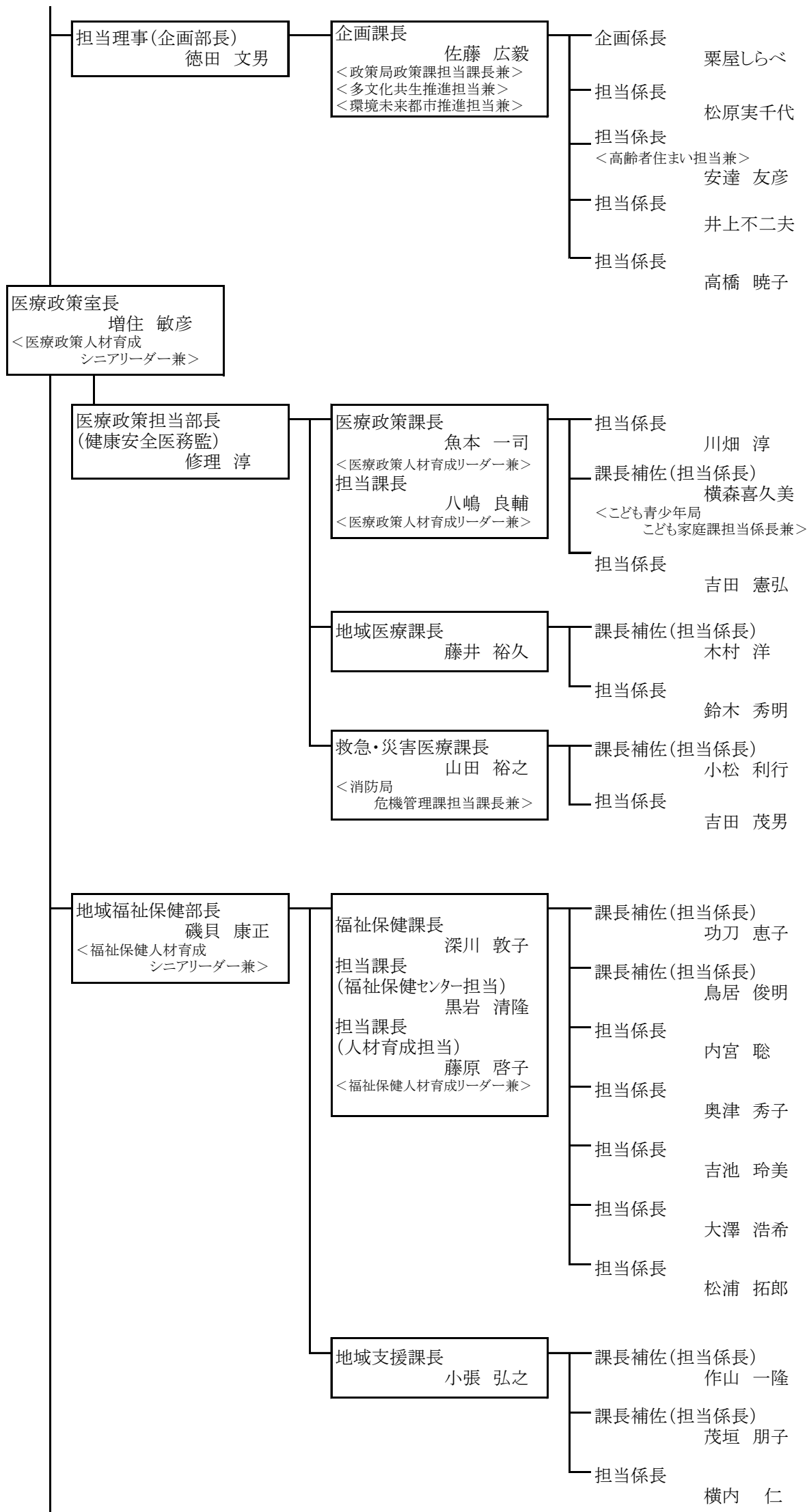
機構及び事務分掌

(平成 24 年 6 月)

健康福祉局

健康福祉局機構図(平成24年6月1日現在)





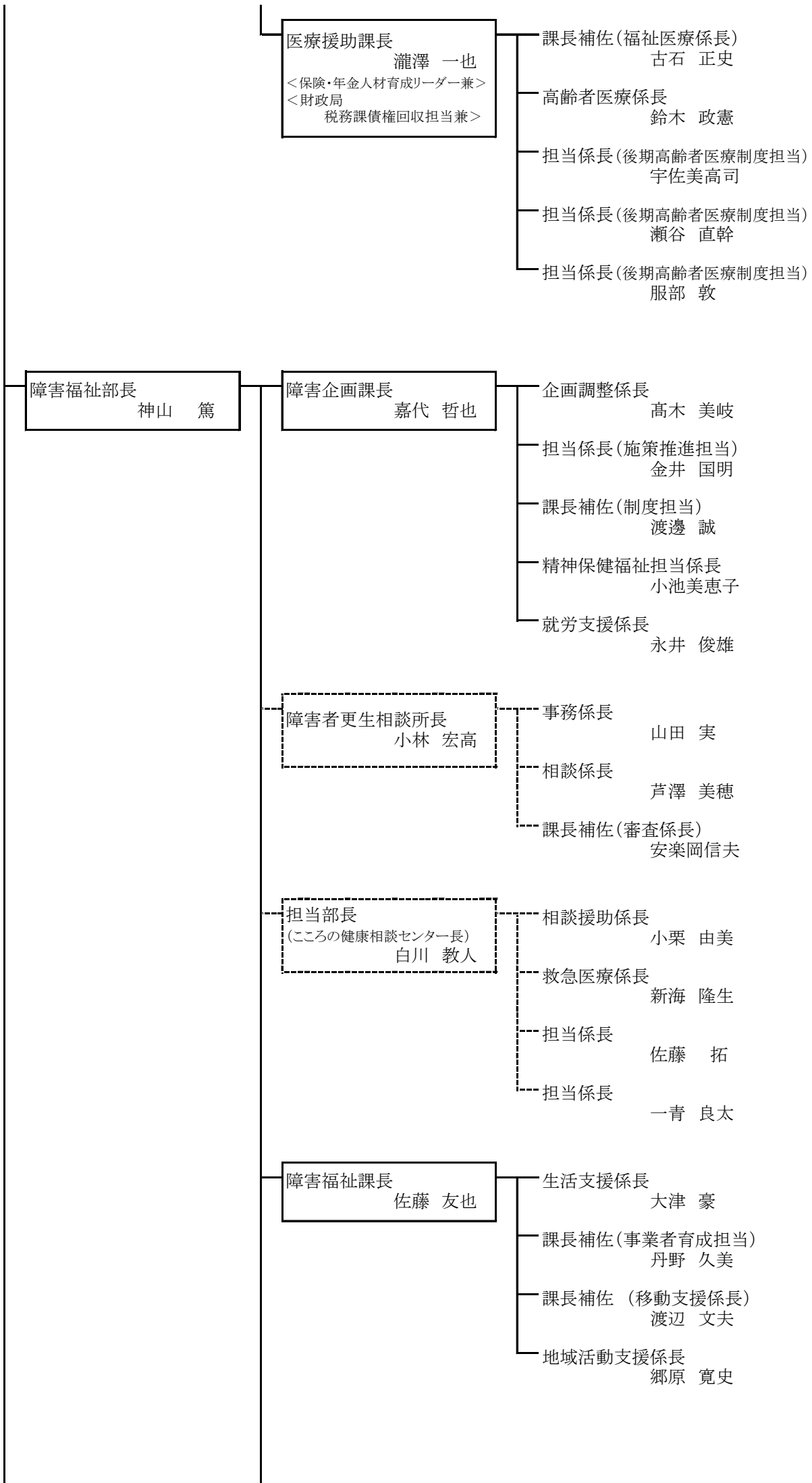
生活福祉部長
本田 秀俊
<保険・年金人材育成
シニアリーダー兼>

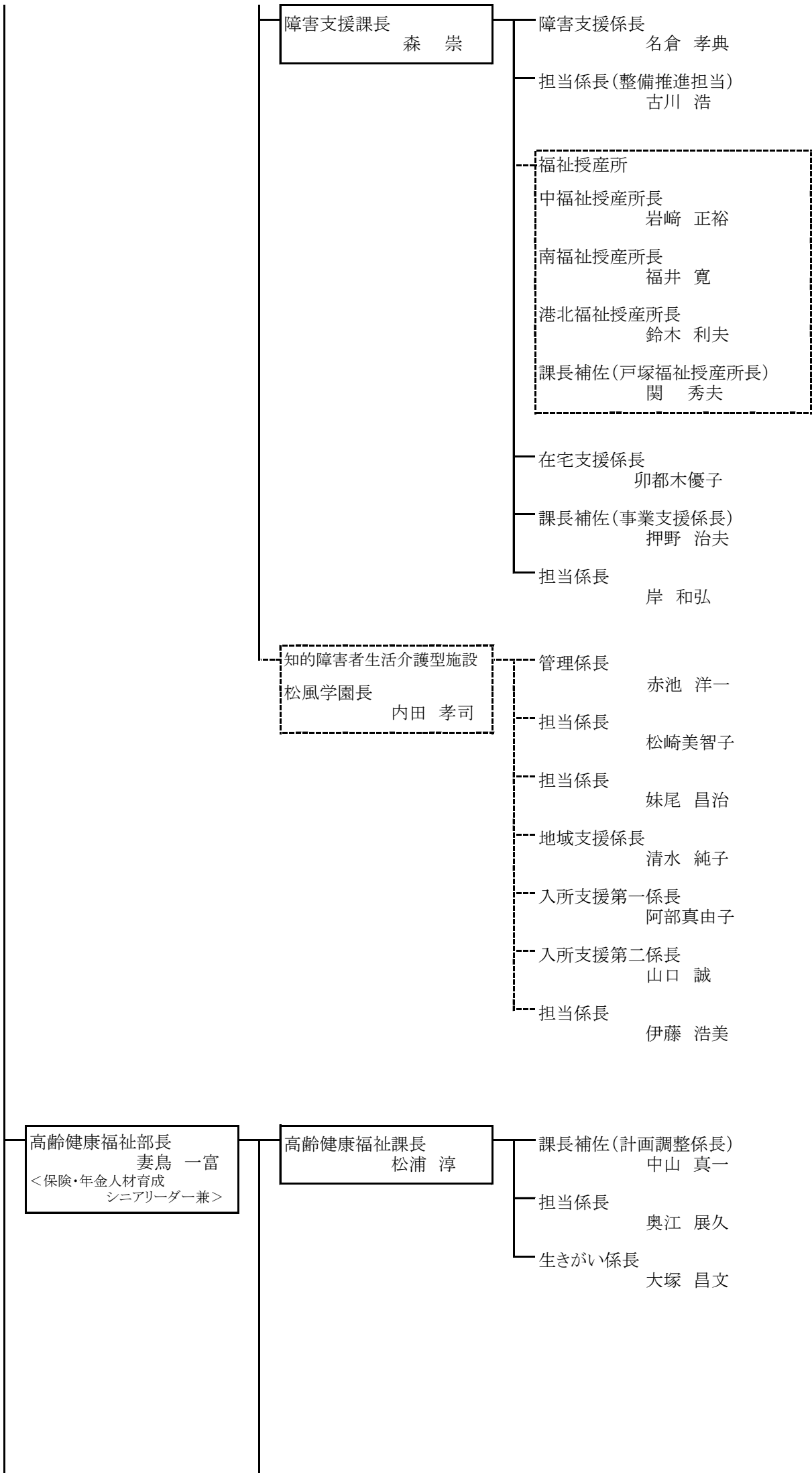
保護課長
巻口 徹
指導・適正化対策担当課長
三浦 元
担当課長
(援護対策担当)
小島 順一
担当課長
(寿地区対策担当)
中路 博喜
担当課長
(支援調整担当)
小林 秀彦

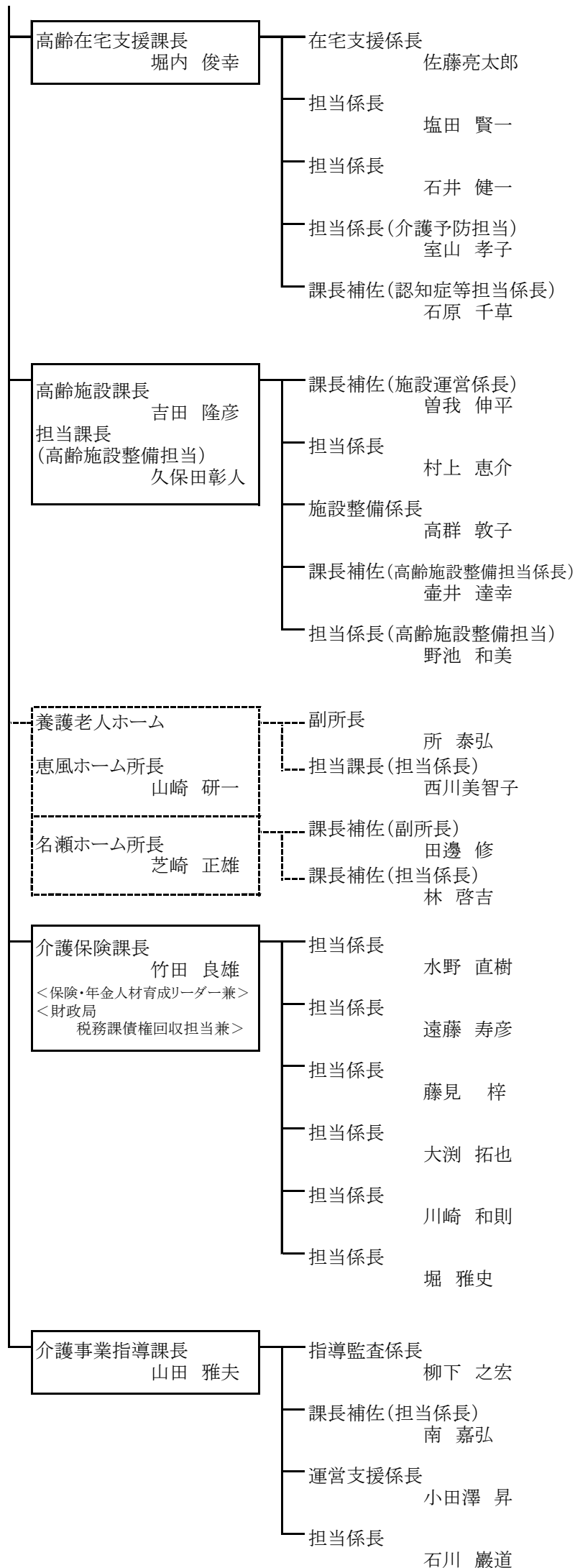
事務係長
大友喜一郎
担当係長
木野内正己
課長補佐(保護係長)
鈴木 茂久
担当係長(生活保護指導担当)
新井 隆哲
担当係長(指導・適正化対策担当)
立川 麻衣
担当係長(生活保護システム担当)
滝口 哲也
担当係長(援護対策担当)
森田 慶三
担当係長(援護対策担当)
榎本 良平
担当係長(寿地区対策担当)
上林 伸好
担当係長(支援調整担当)
川中 洋至
担当係長(支援調整担当)
水原 伸浩

保険年金課長
中込 克志
<保険・年金人材育成リーダー兼>
担当課長
(収納対策担当)
榊原 秀和
<財政局
税務課債権回収担当兼>

課長補佐(管理係長)
原田 正俊
担当係長(人材育成等担当)
大澤 吉幸
担当係長(特定健診等担当)
宮坂 洋子
担当係長(保険年金システム担当)
櫻井 高志
資格給付係長
加藤 系
課長補佐(保険料係長)
栗山潤一郎
担当係長
井田 理世
課長補佐(収納対策担当係長)
川井 幸生
担当係長(収納対策担当)
鈴木 稔
課長補佐(国民年金係長)
菊池 清志







健康安全部長
畑澤 健一
医務担当部長
岩田 眞美
<健康安全課長兼>
<新型インフルエンザ等
対策担当部長兼>
担当部長(兼)
(健康安全担当)
里見 正宏
<鶴見区福祉保健センター長>
担当部長(兼)
(医務担当)
高野つる代
<磯子区福祉保健センター
医務担当部長>
担当部長(兼)
富田 千秋
<青葉区福祉保健センター長>
担当部長(兼)
(衛生研究所)
高橋 秀明
<栄区福祉保健センター
医務担当部長>

担当部長(健康安全課長)(兼)
岩田 眞美
<消防局
危機管理課担当課長兼>
担当課長
(新型インフルエンザ等対策担当)
高橋 馨
担当課長(放射線対策担当)
小川 信也

担当係長
山本 憲司
担当係長
菅野 美穂
担当係長
末永麻由美
担当係長
紺野 美貴
課長補佐
(新型インフルエンザ等対策担当係長)
椎葉 桂子
担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)
芳賀 義之
課長補佐(健康危機管理担当係長)
鈴木 祐子
課長補佐(健康危機管理担当係長)
田中 伸子
<放射線対策担当兼>
健康危機管理担当係長
荒木こだち
放射線対策担当係長
木野知 裕

生活衛生課長
渡辺 昭嘉
<消防局
危機管理課担当課長兼>

環境衛生係長
川崎 俊明
担当係長
私市 正利
居住衛生係長
池田 進

<生活衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、生活衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

動物愛護センター長
泉 俊明

課長補佐(運営企画係長)
鈴木 忠雄
担当係長
武井 友子
愛護推進係長
待永 直昭

食品衛生課長
桃井 宏之
<消防局
危機管理課担当課長兼>

食品衛生係長
河野 誠
食品監視係長
牛頭 文雄
担当係長
檜崎佳代子
<放射線対策担当兼>

<食品衛生課長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

医療安全課長
守屋 龍一
<放射線対策担当兼>

- 担当係長 浜田 進一
- 担当係長 笥 佳世子
- 担当係長 東 健一
- 担当係長 近藤 修治
- 担当係長(医療監視等担当) 前原 幹弘
- 担当係長(医療監視等担当) 小林 一郎
- 担当係長(医療監視等担当) 伊藤 英幸
<放射線対策担当兼>

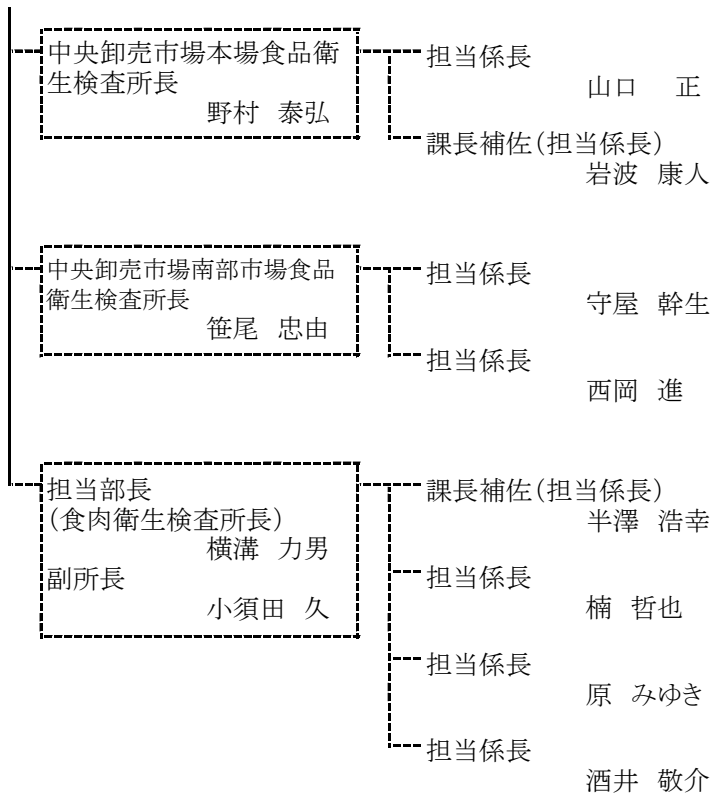
保健事業課長
仲嶋 正幸
担当部長
(保健事業課担当課長)
佐藤真理代
担当部長
(保健事業課担当課長)
田中 園治
担当課長
宮嶋真理子
担当部長
(事業推進担当課長)
木村 博和
担当課長(兼)
秋元 政博
<南区福祉保健センター
医務担当課長>
担当課長(兼)
五十嵐吉光
<緑区福祉保健センター
医務担当課長>
担当課長(兼)
松岡 慈子
<泉区福祉保健センター
医務担当課長>

- 担当係長 山下 和宏
- 担当係長 井上 正一朗
- 担当係長 曾我 直樹
- 課長補佐(担当係長) 土井やすみ
- 担当係長 平林 桂
- 課長補佐(担当係長) 佐藤亜希子
- 担当係長 山岸紗依子
- 担当係長 北村 秀一
<放射線対策担当兼>
- 担当係長 中出 純子

環境施設課長
小林 進

- 施設係長 富田 紀行
- 担当係長 相澤 義昭

- 齋場
- 久保山齋場長 永塚 政孝
担当係長(久保山齋場担当) 橋本 寿晴
- 南部齋場長 小山 和久
担当係長(南部齋場担当) 渡辺 洋一
- 北部齋場長 木村 誠
担当係長(北部齋場担当) 加藤 正司
- 戸塚齋場長 印南 信雄
担当係長(戸塚齋場担当) 木村 顯



保健所長
豊澤 隆弘
 担当理事(医務担当部長)
(保健医療医務監)
水野 哲宏
 担当部長(医務担当部長)
(医療安全医務監)
鈴木 敏旦
 担当理事(監視等担当部長)
桐ヶ谷 成昭
 <放射線対策担当兼>

<保健所職員は、下記の健康安全部及び18区福祉保健センター(西区・栄区・泉区の高齢支援課を除く)が兼務>

<生活衛生課長、食品衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、居住衛生係担当係長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

健康安全部長
畑澤 健一
 医務担当部長
岩田 眞美
 <健康安全課長兼>
 <新型インフルエンザ等
対策担当部長兼>
 担当部長(兼)
(健康安全担当)
里見 正宏
 <鶴見区福祉保健セン
ター長>
 担当部長(兼)
(医務担当)
高野つる代
 <磯子区福祉保健セン
ター医務担当部長>
 担当部長(兼)
富田 千秋
 <青葉区福祉保健セン
ター長>
 担当部長(兼)
(衛生研究所)
高橋 秀明
 <栄区福祉保健センタ
ー医務担当部長>

担当部長(健康安全課長)(兼)
岩田 眞美
 <消防局
危機管理課担当課長兼>
 担当課長
(新型インフルエンザ等対策担当)
高橋 馨
 担当課長(放射線対策担当)
小川 信也

担当係長
山本 憲司
 担当係長
菅野 美穂
 担当係長
末永麻由美
 担当係長
紺野 美貴
 課長補佐
(新型インフルエンザ等対策担当係長)
椎葉 桂子
 担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)
芳賀 義之
 課長補佐(健康危機管理担当係長)
鈴木 祐子
 課長補佐(健康危機管理担当係長)
田中 伸子
 <放射線対策担当兼>
 健康危機管理担当係長
荒木こだち
 放射線対策担当係長
木野知 裕

生活衛生課長
渡辺 昭嘉
<消防局
危機管理課担当課長兼>

環境衛生係長
川崎 俊明
担当係長
私市 正利
居住衛生係長
池田 進

<生活衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、生活衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

動物愛護センター長
泉 俊明

課長補佐(運営企画係長)
鈴木 忠雄
担当係長
武井 友子
愛護推進係長
待永 直昭

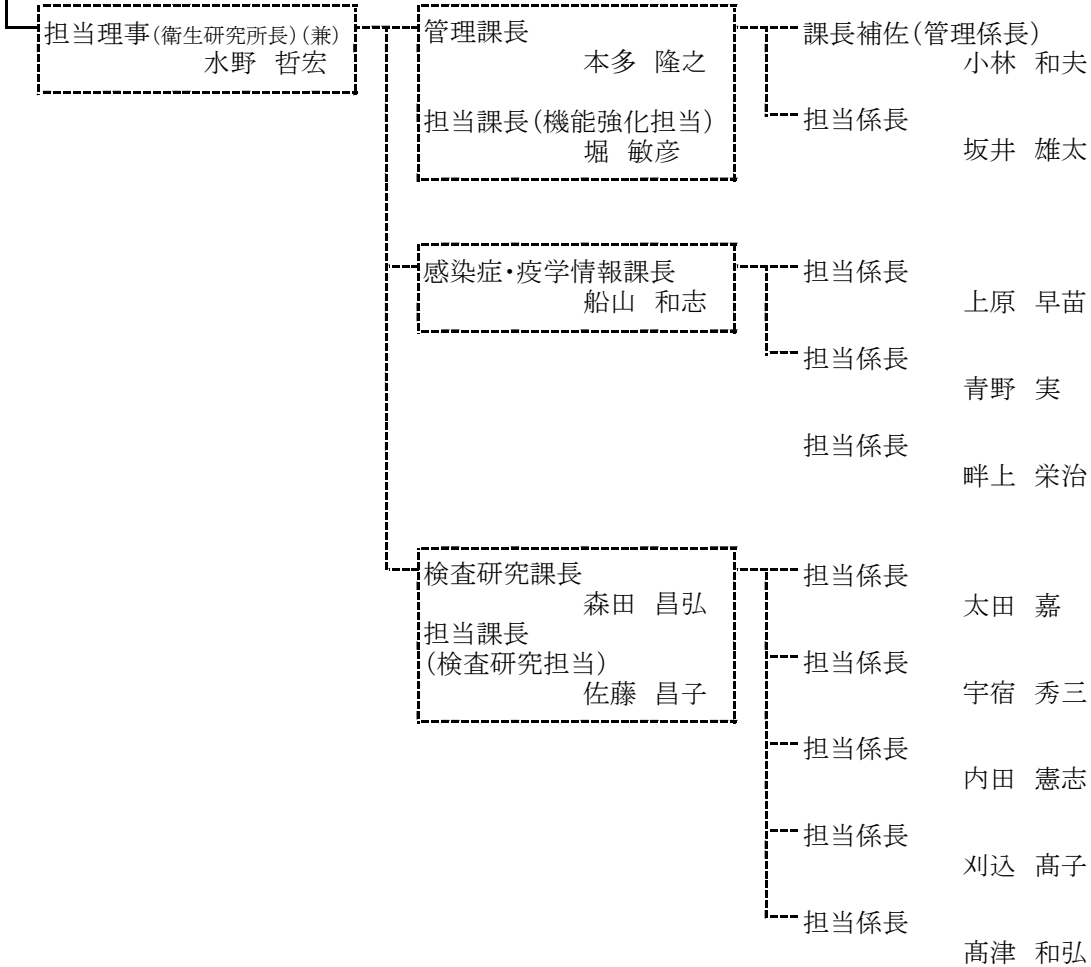
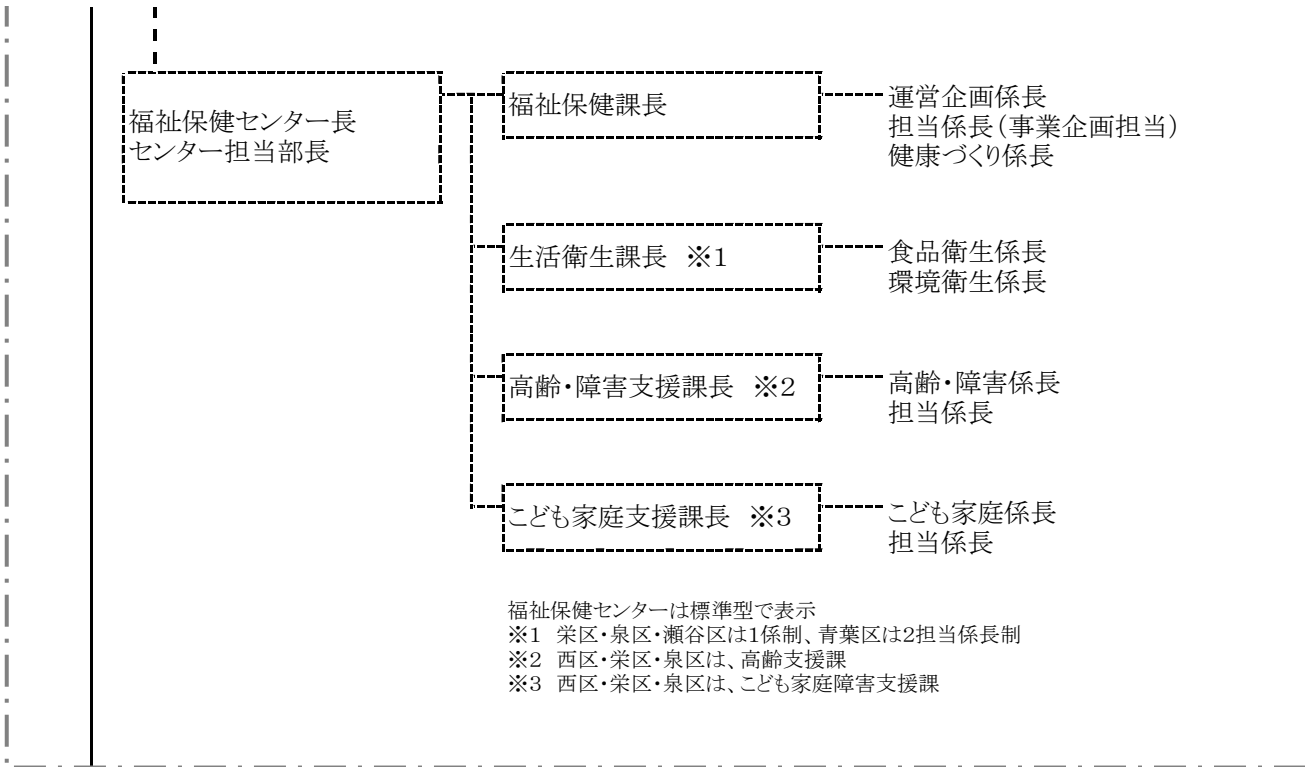
食品衛生課長
桃井 宏之
<消防局
危機管理課担当課長兼>

食品衛生係長
河野 誠
食品監視係長
牛頭 文雄
担当係長
檜崎佳代子
<放射線対策担当兼>

<食品衛生課長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

医療安全課長
守屋 龍一
<放射線対策担当兼>

担当係長
浜田 進一
担当係長
笥 佳世子
担当係長
東 健一
担当係長
近藤 修治
担当係長(医療監視等担当)
前原 幹弘
担当係長(医療監視等担当)
小林 一郎
担当係長(医療監視等担当)
伊藤 英幸
<放射線対策担当兼>



健康福祉局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること。
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の室、部及び課の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置等に係る紛争解決のためのあっせん及び紛争の調整に関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること（こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

企画部

企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集等に関すること（他の室

- 及び部の主管に属するものを除く。)。
- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。

医療政策室

医療政策課

- (1) 医療政策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 医療団体に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター並びに地域中核病院が提供する医療等に係る調整に関すること。
- (4) 室内他の課の主管に属しないこと。

地域医療課

- (1) 地域医療に関すること。
- (2) 医療従事者の確保に関すること。
- (3) 地域中核病院の整備等に関すること。

救急・災害医療課

- (1) 救急医療に関すること。
- (2) 災害医療に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 災害救助に関すること。
- (12) 災害時要援護者支援事業に関すること。
- (13) その他地域福祉保健に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。

- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関すること。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関すること。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (6) 私立の保護施設の助成に関すること。
- (7) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関すること。
- (8) 保護施設の法外扶助に関すること。
- (9) 生活保護世帯の法外援護に関すること。
- (10) 保護統計調査に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (12) 医療券等の審査に関すること。
- (13) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関すること。
- (14) 被保護者の就労支援に関すること。
- (15) 原子爆弾被爆者の福祉に関すること。
- (16) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関すること。
- (17) 財団法人寿町勤労者福祉協会に関すること。
- (18) 寿地区対策に関すること。
- (19) ホームレスの自立支援に関すること。
- (20) 寿福祉プラザの管理に関すること。
- (21) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関すること。
- (22) 部内他の課の主管に属しないこと。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。)の事務の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関すること。
- (3) 国民健康保険給付に関すること。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関すること。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関すること。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関すること。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関すること。

- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関すること。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。
- (6) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関すること。
- (7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (8) その他医療費助成に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

障害福祉部

障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 障害者自立支援法（以下この項において「法」という。）に係る事務の企画及び運用に関すること。
- (5) 発達障害者支援法に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 後見的支援を要する障害者の支援に関すること。
- (7) 精神科病院の実地指導に関すること。
- (8) 医療社会事業に関すること。
- (9) その他精神保健及び精神障害者福祉に関すること（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 障害者更生相談所及びこころの健康相談センターとの連絡調整に関すること。
- (11) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関すること。
- (12) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関すること。
- (13) 自殺対策に関すること（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (14) 法に基づく自立支援医療費（精神障害者の通院医療に係るものに限る。）その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関すること（他の部及びこころの健康相談センターの主管に属するものを除く。）。
- (15) 障害者の就業支援に関すること。
- (16) 福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払いに関すること。
- (17) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関すること。
- (18) 横浜市障害者施策推進協議会に関すること。
- (19) 横浜市精神保健福祉審議会に関すること。

- (20) 部内他の課の主管に属しないこと。

障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等に関すること。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (3) 障害者及び障害児の移動支援に関すること。
- (4) 手話通訳の派遣に関すること。
- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関すること。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関すること。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関すること。
- (8) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る事務に関すること。
- (9) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関すること。
- (10) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関すること。
- (11) 障害者の生活環境の整備に関すること。
- (12) 特別乗車券に関すること。
- (13) その他障害者個人に対する給付に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (14) その他障害者団体に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 市立の障害者施設の整備に関すること。
- (3) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関すること。
- (4) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- (5) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- (6) 障害者施設の調査、指導及び調整に関すること。
- (7) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関すること。
- (8) 法に基づく訓練等給付費に係る事務に関すること。
- (9) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関すること。
- (10) 自立生活アシスタントに関すること。
- (11) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関すること。
- (12) 精神障害者の退院促進支援に関すること。
- (13) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関すること。
- (14) 障害者及び障害児の在宅生活の支援に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

高齢健康福祉部

高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること。
- (3) 介護福祉業務に従事する人材の確保に係る事業に関すること。
- (4) 老人クラブに関すること。
- (5) 老人福祉センター等に関すること。
- (6) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (7) その他高齢者の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 部内他の課の主管に属しないこと。

高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齢者の介護予防事業に関すること。
- (4) 高齢者等の包括的支援事業に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者への支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

高齢施設課

- (1) 介護保険施設の指定又は許可、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者（いずれも予防給付に係るものを含む。）の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 老人福祉施設及び介護保険施設の建設に対する助成に関すること。
- (9) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること。
- (10) サービス付き高齢者向け住宅の報告、検査、指示等に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。

介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入に係る事業者の調整に関すること。
- (7) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (8) 介護保険制度の広報に関すること。
- (9) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (10) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (11) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (12) 国民健康保険団体連合会に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。

介護事業指導課

- (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

健康安全部

健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること（保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号に掲げる事務を除く。）。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等に関すること。
- (2) 横浜市墓地等設置財務状況審査会に関すること。
- (3) 環境衛生関係団体に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業者の登録に関すること。
- (5) 昆虫等の防除に関すること（保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。）。

- (6) その他生活衛生に関する事(保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。)
- (7) 動物愛護センターに関する事。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関する事。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関する事。
- (3) と畜場の設置の許可等に関する事。
- (4) その他食品衛生に関する事(保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる事務を除く。)
- (5) 食肉衛生検査所及び中央卸売市場食品衛生検査所に関する事。
- (6) 衛生研究所に関する事。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関する事。
- (2) 医療安全情報の提供に関する事。
- (3) 医療安全研修に関する事。
- (4) その他医療安全の確保に関する事。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可に関する事。

保健事業課

- (1) 保健事業の企画及び調整に関する事。
- (2) 健康増進に関する事(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- (3) 栄養改善に関する事。
- (4) 歯科保健に関する事(母子保健に係るものを除く。)
- (5) 献血の推進等に関する事。
- (6) 保健活動推進員に関する事。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関する事(生活福祉部の主管に属するものを除く。)
- (8) 難病対策に関する事。
- (9) その他疾病対策に関する事(他の室、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関する事。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関する事。
- (12) その他公害保健福祉に関する事。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関する事。
- (14) 財団法人横浜市総合保健医療財団に関する事。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関する事。
- (16) 部内他の課の主管に属しない事。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関する事。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関する事。

保健所事務分掌

健康安全部

健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 次条福祉保健課の項第3号及び第4号並びに同条生活衛生課の項第11号及び第16号に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の利用の許可を受けた者の合併及び分割並びに相続に関する承認、温泉の成分等の掲示内容等の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則(昭和59年3月横浜市規則第11号)に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則(昭和59年9月横浜市規則第93号)に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和25年神奈川県条例第52号)に基づく焼却場の施設の検査、事情の聴取、立入検査及び特別の施設の措置命令並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成23年2月横浜市条例第5号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成3年12月横浜市条例第56号)に基づく公表に関すること。
- (10) 次条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務の総括に関すること。

動物愛護センター

- (1) 横浜市動物愛護センター条例(平成22年12月横浜市条例第44号)第2条第1号から第11号までの規定に基づく事務に関すること。
- (2) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録並びに鑑札及び注射済票の交付に関すること(横浜市動物愛護センター条例第2条第3号から第5

号までの規定により保管した犬を所有者に返還し、又は第三者に譲渡する場合に、その所有者又は譲受人の依頼によって行うものに限る。)

- (3) 次条生活衛生課の項第 12 号から第 14 号までに掲げる事務の統括に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (2) 食品等の検査に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 9 号及び第 10 号に掲げる事務の総括に関すること。

医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関すること（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく許可及び認可並びに次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務を除く。）。
- (2) 医療施設調査規則（昭和 28 年厚生省令第 25 号）に基づく調査票等の受理及び送付に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務の総括に関すること。

福祉保健センター

福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則（昭和 61 年厚生省令第 39 号）等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関すること。
- (2) 人口動態調査令（昭和 21 年勅令第 447 号）に基づく調査票の審査及び提出に関すること。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務（同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに前条健康安全課の項第 1 号及び第 2 号並びにこの条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。）に関すること。
- (4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関すること。
- (5) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関すること。
- (6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 6 号）に基づく事務に関すること。
- (7) センター内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関すること。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関すること。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること（事業者の登録に関する事務を除く。）。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒（患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 居住衛生に関すること。

- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づく動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及びねこの引取り並びに動物の収容に関すること。
- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)に基づく事務に関すること。
- (15) 患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)及び医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び賃貸業並びに毒物劇物販売業に関すること。
- (16) 健康危機管理に関すること。

高齢・障害支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センターを除く)

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター、中福祉保健センター、都筑福祉保健センター及び瀬谷福祉保健センター(以下「神奈川福祉保健センター等」という。)に限る。)
- (3) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等に限る。)

こども家庭支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センターを除く)

- (1) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (2) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

こども家庭障害支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センター)

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく書類の経由事務に関する

- こと(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること。
 - (3) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること。
 - (4) 母子保健法に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

平成 24 年 度

事業概要

(平成 24 年 6 月)

健康福祉局

平成24年度 健康福祉局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項目	本年度	前年度	増△減	増減率	備考
7 款					
健康福祉費	285,687,320	281,273,805	4,413,515	1.6	
1 項					
社会福祉費	40,107,241	40,355,122	△ 247,881	△ 0.6	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2 項					
障害者福祉費	76,789,672	71,423,157	5,366,515	7.5	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3 項					
老人福祉費	10,045,504	10,226,465	△ 180,961	△ 1.8	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4 項					
生活援護費	128,315,287	125,972,641	2,342,646	1.9	生活保護費、援護対策費
5 項					
健康福祉施設整備費	9,789,358	10,058,609	△ 269,251	△ 2.7	健康福祉施設整備費
6 項					
公衆衛生費	18,307,292	21,316,378	△ 3,009,086	△ 14.1	予防費、健康診査費、健康づくり費、医療対策費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7 項					
環境衛生費	2,332,966	1,921,433	411,533	21.4	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17 款					
諸支出金	104,789,568	95,624,689	9,164,879	9.6	
1 項					
特別会計繰出金	104,789,568	95,624,689	9,164,879	9.6	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業、高速鉄道事業及び病院事業会計繰出金
一般会計計	390,476,888	376,898,494	13,578,394	3.6	
(特別会計)					
国民健康保険事業費会計	359,535,112	336,632,050	22,903,062	6.8	
介護保険事業費会計	213,391,093	198,346,152	15,044,941	7.6	
後期高齢者医療事業費会計	63,060,771	54,500,550	8,560,221	15.7	
公害被害者救済事業費会計	41,504	39,925	1,579	4.0	
新墓園事業費会計	600,543	623,984	△ 23,441	△ 3.8	
特別会計計	636,629,023	590,142,661	46,486,362	7.9	

健康福祉局一般会計予算の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(43.7)	(43.4)
一般財源	170,830,687	163,561,742
合計	(56.3)	(56.6)
計	219,646,201	213,336,752
合計	(100)	(100)
計	390,476,888	376,898,494

() 内は構成比

目 次

I 地域福祉保健の推進 4

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 1 福祉人材確保事業 | 4 だれにもやさしい福祉のまちづくり
推進事業 |
| 2 地域福祉保健計画推進事業等 | |
| 3 権利擁護事業 | 5 地域ケアプラザ整備・運営事業 |

II 高齢者保健福祉の推進 8

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・ 介護保険制度関連事業の概要 | 10 低所得者の利用者負担助成事業 |
| 6 介護保険事業 | 11 介護保険外サービス |
| 7 地域支援事業（介護予防事業） | 12 地域密着型サービス推進事業 |
| 8 地域支援事業（包括的支援事業） | 13 特別養護老人ホーム整備事業 |
| 9 地域支援事業（任意事業） | 14 高齢者の社会参加促進 |

III 障害者施策の推進 16

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・ 障害福祉主要事業の概要 | 20 小規模通所施設補助事業 |
| ・ 将来にわたるあんしん施策 | 21 障害者施設整備事業等 |
| 15 障害者相談支援事業等 | 22 自殺対策事業 |
| 16 障害者居宅介護事業 | 23 精神科医療体制の充実 |
| 17 障害者移動支援事業 | 24 重度障害者医療費援助事業 |
| 18 障害者の地域生活支援事業 | 25 障害者就労支援事業 |
| 19 障害者グループホーム設置運営事業 | |

IV 生活基盤の安定と自立の支援 26

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| 26 生活保護事業 | 29 後期高齢者医療事業 |
| 27 援護対策事業 | 30 国民健康保険事業 |
| 28 小児医療費・ひとり親家庭等医療費
助成事業 | |

V 地域医療体制の確保と充実 30

- | | |
|--------------|------------------|
| 31 医療政策の推進 | 34 産科・周産期医療体制の充実 |
| 32 災害医療体制の充実 | 35 救急医療体制の充実 |
| 33 地域医療体制の確保 | |

VI 健康で安全・安心な暮らしの支援 34

- | | |
|------------------|-----------------|
| 36 予防接種事業 | 43 医療安全の推進 |
| 37 感染症・食中毒対策事業等 | 44 がん検診事業 |
| 38 新型インフルエンザ対策事業 | 45 健康づくりの推進 |
| 39 放射線対策推進事業 | 46 公害健康被害者等への支援 |
| 40 食の安全確保事業 | 47 斎場・墓地管理運営事業 |
| 41 快適な生活環境の確保事業 | |
| 42 動物の愛護及び保護管理事業 | |

・ 外郭団体関連予算一覧 42

◇冊子中の表記の説明

【中期】「横浜市中期4か年計画」で「目標達成に向けた主な事業」として掲載されている事業です。

I 地域福祉保健の推進

1		福祉人材確保事業	事業内容 福祉人材不足解消のため、新たな従事者の確保や就業支援を行うとともに、事業所への定着支援策を展開します。
本年度		千円 217,108	<p>1 福祉人材の就業支援 11,852千円</p> <p>(1) ヘルパー増加作戦事業【中期】 訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程を受講し、市内福祉施設などに就職した方に対し、受講料を補助します。 対象人数：500人</p> <p>(2) 福祉人材のマッチング支援 福祉分野就業者の特性を考慮した求職・求人情報提供の支援を行うことで、就業者数の増加を図ります。 ア インターネット上で身近な福祉関連施設などの求人情報の提供 イ 就職フェアの開催</p> <p>(3) 介護の仕事のイメージアップ 介護の仕事に関する正しい理解を促進するため、中高生向けに啓発資料等を作成・活用し、イメージアップを図ります。</p> <p>(4) 将来の介護人材育成確保〈新規〉 市内の中学校・高校と連携し、職場体験や介護職員による講義を通じて、将来の介護人材の育成・確保を行います。</p>
前年度		586,688	
差引		△ 369,580	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	140,674	
	その他	—	
	市費	76,434	
2 福祉人材の緊急確保事業			<p>2 福祉人材の緊急確保事業 5,600千円</p> <p>(1) 施設職員等キャリアアップ支援事業 特別養護老人ホームを対象に、職員の研修参加費用等を助成します。</p> <p>(2) 介護人材就業セミナー等支援事業 介護人材確保を目的とした就業セミナー等に対して補助を行い、職員の就業促進や定着を図ります。</p> <p>3 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業 140,674千円 市内の介護施設・介護サービス事業所等に対し、介護資格取得を目指す方の新規雇用や養成機関での受講を委託することにより、介護事業所での雇用の創出を図り、介護人材の確保・定着を促進します。</p> <p>4 海外からの介護福祉人材就労支援事業 58,982千円 経済連携協定に基づきインドネシア及びフィリピンから来日した介護福祉士候補者について、関係団体との連携により、施設での円滑な就労・研修から、国家資格取得につながるよう、受け入れ施設への助成や環境整備に努めます。</p>
(1) 施設職員等キャリアアップ支援事業 5,600千円			
(2) 介護人材就業セミナー等支援事業			
3 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業 140,674千円			
4 海外からの介護福祉人材就労支援事業 58,982千円			

2	地域福祉保健計画 推進事業等		事業内容 地域と関係機関、団体等と行政が協働して、地域づくりや見守り、支え合いの取組を進めます。 1 地域福祉保健計画推進事業【中期】 3,403千円 地域社会全体で福祉や保健などの生活課題に取り組み、支えあう仕組みづくりとして、市地域福祉保健計画を推進するとともに、区地域福祉保健計画の推進を支援します。 また、第3期市地域福祉保健計画（26年度から30年度）策定に向けた検討を行います。 2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業【中期】〈新規〉 31,842千円 ひとり暮らし高齢者について本市が保有する個人情報をも民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を効果的に把握できるよう支援し、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区福祉保健センターが連携して実施します。 3 地域の見守りネットワーク構築支援事業 16,239千円 高齢者の孤立死防止等のため、地域住民及び地域団体、NPO・ボランティア団体、地域包括支援センター等による見守りネットワークの構築を支援します。 4 地域福祉・交流拠点モデル事業 180,000千円 身近な地域での地域福祉活動を活発化し、高齢者、障害者、子育て世代等、幅広い市民の相互交流を促進するコミュニティサロン等の拠点を整備するため、NPO等の事業者に対し整備費用の一部を補助します。 工事費等補助 上限30,000千円 6か所 5 災害時要援護者支援事業 29,937千円 災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者等に対し、地域の自主的な取組により安否確認等必要な支援ができる体制づくりを区と連携し推進します。 6 区福祉保健センター職員の人材育成 4,227千円 (1) 福祉保健センター人材育成指針に基づく研修や災害支援技術等のテーマ研修、アドバイザースタッフ派遣等を実施し、地域福祉保健推進を担う職員を育成します。 (2) 福祉保健分野の学生実習を受入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。
	本年度	千円 265,648	
	前年度	111,391	
	差引	154,257	
本年度の財源内訳	国	200,839	
	県	36,315	
	その他	3,201	
	市費	25,293	

3	権利擁護事業		事業内容 高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。
本年度	千円 261,451		1 横浜生活あんしんセンター運営事業 185,617千円 権利擁護の相談や定期訪問・金銭管理サービス、法定後見受任等にかかる運営費を助成します。
前年度	222,889		2 成年後見制度利用支援事業 42,378千円 制度利用のための費用負担が困難な場合に、申立費用や後見人報酬等を助成します。
差引	38,562		3 成年後見制度利用促進事業 7,876千円 (1) 成年後見サポートネット 各区で専門職団体と専門機関による事例検討や情報交換を行い、適切な制度活用と連携を促進します。 (2) 権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施 職員研修等を通じ権利擁護が必要な高齢者・障害者への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。
本年度の財源内訳	国	115,858	4 市民後見人養成・活動支援事業〈拡充〉25,580千円 地域における権利擁護を市民参画で進めるため、横浜生活あんしんセンターで後見活動を支援する体制を整備し、市民後見人の養成研修を開始します。
	県	8,906	
	1号保険料等	11,496	
	市費	125,191	

4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業		事業内容 「みんなが互いに理解し、互いに助け合う、人のやさしさにあふれたヨコハマ」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。
本年度	千円 68,857		1 福祉のまちづくり条例推進事業 8,616千円 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例の改正 (3) 福祉のまちづくり普及啓発 (4) 条例対象施設についての事前協議・相談等
前年度	62,954		2 鉄道駅舎エレベーター等設置事業【中期】 22,731千円 (1) 駅舎エレベーター（1駅：2基） JR山手駅 (2) 多目的トイレ（1か所） JR山手駅
差引	5,903		3 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業〈新規〉 37,510千円 ノンステップバス導入のための補助 34台
本年度の財源内訳	国	—	
	県	10,703	
	その他	52	
	市費	58,102	

5	地域ケアプラザ 整備・運営事業		事業内容 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉保健の拠点として、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。
本年度	千円 3,059,473		1 整備事業 304,068千円 建設等5か所（前年度6か所） (1) 継続建設等 2か所 しゅん工 2か所（累計130か所） 〔笹野台、たまプラーザ〕 (2) 設計等 3か所 〔馬場、日限山、二俣川〕（仮称）
前年度	3,549,919		
差引	△ 490,446		
本年度の 財源内訳	国	—	2 運営事業 2,755,405千円 (1) 運営 130か所 ア 既設 128か所 イ 新規開所 2か所 〔笹野台、たまプラーザ〕 (2) 施設機能 ア 地域活動交流支援 イ 地域包括支援センター （予算は11ページ8の1に計上） ウ 福祉保健サービス（デイサービス等） (3) 地域福祉コーディネーター養成研修
	県	—	
	その他	350,227	
	市債	177,000	
	市費	2,532,246	

※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。
(P.11の8参照)

[建設等5か所]

	所在区	名称	事業内容等
継続 建設	1 旭区	笹野台	24年11月しゅん工予定、25年1月開所予定
	2 青葉区	たまプラーザ	24年12月しゅん工予定、25年2月開所予定
設計 等	3 鶴見区	馬場（仮称）	実施設計等
	4 港南区	日限山（仮称）	基本設計等
	5 旭区	二俣川（仮称）	再開発ビル内の床取得による整備 床取得費（25年度～26年度）に係る 債務負担行為の設定

II 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

1 介護保険給付（9 ページ：6 番）202,023,370千円

在宅(居宅)サービス 103,595,114千円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援

地域密着型サービス

19,235,363千円

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 **〈新規〉**
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模特別養護老人ホーム)
- ・複合型サービス **〈新規〉**

予防給付 <要支援者対象>
(再掲) 9,323,529千円

施設サービス(介護保険3施設)

67,281,104千円

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他 11,911,789千円

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・特定入所者介護サービス費
- ・審査支払手数料

2 地域支援事業（10～11ページ）4,661,738千円

介護予防事業 403,592千円 (10ページ：7番)

- ・地域づくり型介護予防事業
- ・介護予防推進事業
- ・訪問指導事業
(訪問型介護予防事業)
- ・介護支援ボランティアポイント事業

包括的支援事業 3,202,374千円 (11ページ：8番)

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ケアマネジメント推進事業

任意事業 1,055,772千円 (11ページ：9番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・民間活力による高齢者見守り推進事業
- ・訪問指導事業
- ・在宅重度要介護者家庭援護金給付事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・介護サービス自己負担助成費

3 その他事務費 6,705,985千円

- ・保険運営費
- ・要介護認定等事務費
- ・職員人件費 等

4 介護保険外サービス（13ページ：11番）1,316,931千円

- ・高齢者ホームヘルプ事業
- ・認知症高齢者対策事業
- ・緊急ショートステイ床確保事業
- ・療養通所介護促進事業
- ・高齢者の住まい・生活支援事業 等
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業
- ・在宅高齢者虐待防止事業
- ・医療対応促進助成事業
- ・中途障害者支援事業

5 低所得者の利用者負担助成事業（12ページ：10番）91,921千円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
- ・介護サービス自己負担助成【特別会計(再掲)】

6	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第5期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。 1 被保険者 (24年10月見込み) (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約77万人 (2) 第2号被保険者(40~64歳) 約129万人 2 要介護認定 (24年10月見込み) 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約13万人 3 保険給付 保険給付費 202,023,370千円 (1) 在宅介護サービス給付費 103,595,114千円 (2) 地域密着型サービス給付費 19,235,363千円 (3) 施設介護サービス給付費 67,281,104千円 (4) 高額介護サービス費等 11,911,789千円 4 介護保険料(第1号被保険者) (1) 保険料基準額 <月額換算>5,000円(24~26年度) (21~23年度4,500円) ・介護保険給付費準備基金(約49.5億円)の取崩し ・財政安定化基金の取崩し (2) 保険料減免 ア 低所得者減免 イ 住宅譲渡所得減免
	本年度	千円 213,391,093	
前年度	198,346,152		
差引	15,044,941		
本年度の財源内訳	国	43,365,665	
	県	30,200,052	
	第1号保険料	47,158,680	
	第2号保険料	58,691,042	
	基金繰入金等	2,894,280	
	市費	31,081,374	

(3) 段階別保険料

段階	割合	対象者	保険料年額(月額)
第1段階	0.45	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者	27,000円(月2,250円)
第2段階	0.45	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 27,000円(月2,250円)
第3段階	0.60		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者) 36,000円(月3,000円)
第4段階	0.65		(うち第2段階・第3段階を除く者) 39,000円(月3,250円)
第5段階	0.95	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 57,000円(月4,750円)
第6段階	1.00(基準額)		(うち第5段階を除く者) 60,000円(月5,000円)
第7段階	1.10	市民税課税者	(合計所得金額150万円未満の者) 66,000円(月5,500円)
第8段階	1.25		(合計所得金額150万円以上250万円未満の者) 75,000円(月6,250円)
第9段階	1.50		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者) 90,000円(月7,500円)
第10段階	1.60		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者) 96,000円(月8,000円)
第11段階	1.85		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者) 111,000円(月9,250円)
第12段階	2.15		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者) 129,000円(月10,750円)
第13段階	2.45		(合計所得金額1,000万円以上の者) 147,000円(月12,250円)

7	地域支援事業 (介護予防事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 高齢者が身近な地域において、元気で活動的な生活ができるよう、すべての高齢者を対象に、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業として実施します。 また、地域において自主的な介護予防の活動が広がり、継続的に実施できるよう支援します。
	本年度	千円 403,592	
前年度	468,201		
差引	△ 64,609		
本年度の財源内訳	国	89,883	1 地域づくり型介護予防事業 115,944千円 (1) 介護予防普及啓発活動支援事業 高齢期の健康づくりや介護予防に関する知識の普及、地域の自主的な活動の支援を行います。 ア 介護予防普及啓発 (イベント・講演会等) (1,007回) イ 地域介護予防活動支援 (研修会、連絡会等) (343回) (2) 体力向上プログラム【中期】 (213コース) 高齢者自らが身体状況に応じた介護予防活動を実践するきっかけづくりとして、運動、口腔ケア、栄養改善等の具体的な取組を体験できるプログラムを提供します。 (3) 認知症予防プログラム (27コース) 認知機能を鍛える方法を習得し、自立した生活を維持できるよう認知症予防プログラムを提供します。 また、講演会を実施し認知症予防の普及啓発を図ります。 (4) 元気づくりステーション事業 (市内60グループ) 介護予防に取り組むグループの活動を支援するため、トレーニング講師、歯科衛生士などの介護予防に関する講師の派遣や、教材などの物品の貸与・供与などを行います。
	県	44,943	
	第1号保険料	75,502	
	第2号保険料	104,265	
	その他	1,077	
	市費	87,922	
2 介護予防推進事業【中期】 215,651千円 介護予防を効果的に実施するため、事業の評価や地域包括支援センターにおける介護予防事業の実施体制を充実します。			
3 訪問指導事業 (訪問型介護予防事業) 6,966千円 介護予防の観点から、保健師、訪問看護師、栄養士、歯科衛生士が家庭を訪問し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。(延べ訪問回数：978回)			
4 介護支援ボランティアポイント事業【中期】 65,031千円 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて換金又は寄附することができます。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいを促進します。 対象施設は、特別養護老人ホーム・老人保健施設・地域ケアプラザ・通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所などです。 また、地域ケアプラザ等で行う配食・会食サービスも対象となります。 (登録者数：7,000人 登録施設数：350施設)			

8	地域支援事業 (包括的支援事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」を地域ケアプラザ等(特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターを含む。)に設置し、運営します。
本年度		千円 3,202,374	1 地域包括支援センター運営事業【中期】 (設置数 136か所) 3,199,026千円 社会福祉士、保健師などの専門的なスタッフを配置し、次の事業を行います。 (1) 介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント (2) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (3) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援
前年度		3,148,379	2 ケアマネジメント推進事業【中期】 3,348千円 ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対して、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保を図ります。
差引		53,995	
本年度の財源内訳	国	1,210,338	
	県	605,169	
	第1号保険料	643,471	
	市費	743,396	

9	地域支援事業 (任意事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 介護サービスの質の向上を図るため、事業者指導等を行います。また、要介護高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、食事サービス等を行います。
本年度		千円 1,055,772	1 介護給付費適正化事業 30,412千円 給付実績をチェックするとともに、事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。
前年度		789,414	2 介護相談員派遣事業 23,110千円 相談員を派遣し、サービスの質の向上を図ります。
差引		266,358	3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 242,516千円 要介護者に、紙おむつの給付を行います。
本年度の財源内訳	国	384,352	4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 364,064千円 生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認、緊急時対応等を行います。(対象戸数 4,974戸)
	県	192,096	5 民間活力による高齢者見守り推進事業(食事サービス+買い物サポート) 124,456千円 ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対する食事提供・安否確認や高齢者等への買い物支援を行います。
	第1号保険料等	209,315	6 訪問指導事業 147,693千円 療養上の指導が必要な方等に対し、保健師等が訪問による保健指導を行います。
	市費	270,009	

10	低所得者の利用者負担助成事業	
本年度		千円 91,921
前年度		75,960
差引		15,961
本年度の財源内訳	国	2,472
	県	7,883
	第1号保険料	1,314
	市費	80,252

事業内容

- 1 社会福祉法人による利用者負担軽減 8,863千円
 社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難な方や生活保護受給者に対し利用者負担を軽減した場合で、法人が負担した金額が利用者負担金総収入の1%を超えた時、その超えた金額の1/2を助成します。
 (1) 年間収入の上限額 150万円(単身世帯)
 (2) 預金等の上限額 350万円(単身世帯)
- 2 介護サービス自己負担助成 83,058千円
 低所得で利用料負担が困難な方に助成します。
 また、新たに国の地域支援事業の拡充を受けて、24年10月からグループホーム助成の助成内容を拡充し居住費に対する一部助成を追加します。
 (1) 在宅サービス助成
 (2) グループホーム助成 **〈拡充〉** ※1
 (3) 施設居住費助成

[介護サービス自己負担助成における助成内容 (概要)]

助成項目	対象要件		助成内容	
在宅サービス助成			利用者負担を3%又は5%に軽減	
グループホーム助成 〈拡充〉	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯 ・収入基準(単身世帯で年収が150万円以下) ・資産基準(単身世帯で金融資産が350万円以下、居住用以外の不動産を所有しない) 	税法上の被扶養者でないこと	3か月以上、市内に居住 利用者負担を5%に軽減	
施設居住費助成			利用者負担第1、第2段階※2	居住費分を月額30,000円軽減※1
			利用者負担第3段階	居住費分を月額5,000円軽減
			居住費分を月額10,000円軽減※3	

- ※1 助成額は、国の地域支援事業の改正内容等に応じて、変更になる場合があります。
 ※2 第1段階、第2段階については、収入基準が(単身世帯で50万円以下)になります。
 ※3 第3段階については、国の負担限度額認定制度の拡充にあわせて、助成を廃止しました。

11	介護保険外サービス		事業内容 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。 1 高齢者ホームヘルプ事業 346,223千円 (1) 在宅生活支援ホームヘルプ 在宅の重度要介護者に、介護保険サービスに上乗せして必要な訪問介護を提供します。 (2) 自立支援ホームヘルプ 自立と判定されたひとり暮らしの方等に対して生活援助サービスを提供します。 2 ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業 39,889千円 ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置を貸与します。 なお、7月より利用者負担を決める基準を所得税から市民税へ移行します。あわせて、回線等使用料を全ての方に負担していただくよう区分を見直します。 3 認知症高齢者対策事業〈拡充〉 44,889千円 認知症理解への普及啓発を進めるとともに、認知症サポート医の養成等医療体制の充実を図ります。 医療や介護等の相談に応じる認知症コールセンターの運営や緊急一時入院の実施など、認知症高齢者及び家族等への支援を行います。また、新たに、専門医療相談、合併症・周辺症状への急性期対応等の機能を有する認知症疾患医療センターを設置し、保健医療、介護機関等との連携を推進します。 4 在宅高齢者虐待防止事業 10,902千円 在宅高齢者への虐待防止の普及啓発のほか、早期発見・早期対応のための相談・支援を行うとともに、引き続き緊急時対応に取り組みます。 5 緊急ショートステイ床確保事業 24,995千円 介護者の急病等、緊急にショートステイを利用したい場合に備え、医療的ケアや認知症の対応が必要な方など、多様なニーズにも対応できる受入枠を引き続き確保します。 6 医療対応促進助成事業 268,840千円 特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業所のうち、医療的ケアの必要な方の受け入れが多い施設へ助成を行います。 7 療養通所介護促進事業 5,000千円 今後、更に増加する医療的ケアの必要な方の在宅生活を支援するため、療養通所介護事業を開始する事業所に対し、施設及び設備整備費の補助を行います。 8 中途障害者支援事業 407,997千円 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」に対し、運営費を補助します。 9 高齢者の住まい・生活支援事業【中期】 4,480千円 生活支援機能を備えた「よこはま多世代・地域交流型住宅」を民設民営で整備するほか、高齢化が進む大規模団地へ民間の介護・医療サービス事業所等を誘致します。	
	本年度	千円		1,316,931
	前年度			1,489,489
	差引			△ 172,558
本年度の財源内訳	国		80,155	
	県		38,192	
	その他		6,977	
	市費		1,191,607	

12	地域密着型サービス 推 進 事 業		事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。
本 年 度		千円 1,282,856	1 小規模多機能型居宅介護事業所等整備事業【中期】 460,260千円 事業者の参入を促進するために、工事費等を補助します。
前 年 度		963,041	(1) 工事費等補助 420,000千円 14か所 (2) 複合型事業所整備費補助〈新規〉 40,000千円 2か所
差 引		319,815	2 認知症高齢者グループホーム整備事業 272,821千円 事業者の参入を促進するために、工事費等を補助します。
本年度の 財源内訳	国	186,000	また、防災補強改修及び利用者の安全性確保の観点から、改修費等を補助します。
	県	998,521	(1) 工事費等補助 90,000千円 3か所 (2) スプリンクラー設備設置費補助 69,021千円 46か所 (3) 自動火災報知設備設置費補助〈新規〉 9,000千円 9か所
	その他	360	(4) 消防機関通報火災報知設備設置費補助〈新規〉 7,200千円 24か所 (5) 防災補強改修費補助〈新規〉97,500千円 15か所
	市 費	97,975	
3	地域密着型サービス事業所運営推進事業	323,775千円	事業者の参入を促進するために、開設時の運営資金及び初度調弁費等を補助します。
	(1) 小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助	96,000千円 24か所	
	(2) 施設開設準備経費補助		
	ア 小規模多機能型居宅介護事業所	134,400千円 32か所	
	イ 認知症高齢者グループホーム	86,400千円 8か所	
	(3) 複合型事業所備品購入費補助〈新規〉	6,000千円 2か所	
	(4) 広報・啓発・支援活動費	975千円	
4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護推進事業〈新規〉	226,000千円	要介護高齢者の在宅生活を支えるために必要な介護看護サービスを、包括的かつ持続的に提供するものであり、事業所が円滑に運営できるように、新規開設時の工事費及び初度調弁費等を補助します。
	(1) 事業所整備費等補助	45,000千円 9か所	
	(2) 施設開設準備経費補助	180,000千円 9か所	
	(3) 広報・啓発活動費	1,000千円	

13	特別養護老人ホーム整備事業	事業内容 在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。 1 特別養護老人ホーム整備事業【中期】 2,293,463千円 整備数累計 24年度末 13,997床																																																																				
本年度		千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">施設名(仮称) (建設地)</th> <th rowspan="2">建設運営法人 (社会福祉法人)</th> <th colspan="3">定員</th> </tr> <tr> <th>特養</th> <th>ショート</th> <th>デイ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">継続</td> <td>ヴィラ神奈川 (神奈川区菅田町)</td> <td>平成記念会</td> <td>130</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新横浜 (港北区新横浜)</td> <td>千里会</td> <td>120</td> <td>20</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>わかたけ鶴見 (鶴見区矢向)</td> <td>若竹大寿会</td> <td>100</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新鶴見ホーム(増築) (鶴見区江ヶ崎町)</td> <td>横浜市福祉サービス協会</td> <td>50</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">4か所 400床</td> <td>400</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新規</td> <td>池辺(増築) (都筑区池辺町)</td> <td>怡土福祉会</td> <td>70</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)</td> <td>敬愛</td> <td>100</td> <td>16</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)</td> <td>紺医会(仮称)</td> <td>110</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">3か所 280床</td> <td>280</td> <td>56</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">特養建設費補助 7か所 680床</td> <td>680</td> <td>136</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員			特養	ショート	デイ	継続	ヴィラ神奈川 (神奈川区菅田町)	平成記念会	130	30		新横浜 (港北区新横浜)	千里会	120	20	○	わかたけ鶴見 (鶴見区矢向)	若竹大寿会	100	20		新鶴見ホーム(増築) (鶴見区江ヶ崎町)	横浜市福祉サービス協会	50	10		4か所 400床			400	80		新規	池辺(増築) (都筑区池辺町)	怡土福祉会	70	10		けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)	敬愛	100	16	○	戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)	紺医会(仮称)	110	30		3か所 280床			280	56		特養建設費補助 7か所 680床			680	136	
	施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員																																																																			
			特養	ショート	デイ																																																																	
継続	ヴィラ神奈川 (神奈川区菅田町)	平成記念会	130	30																																																																		
	新横浜 (港北区新横浜)	千里会	120	20	○																																																																	
	わかたけ鶴見 (鶴見区矢向)	若竹大寿会	100	20																																																																		
	新鶴見ホーム(増築) (鶴見区江ヶ崎町)	横浜市福祉サービス協会	50	10																																																																		
4か所 400床			400	80																																																																		
新規	池辺(増築) (都筑区池辺町)	怡土福祉会	70	10																																																																		
	けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)	敬愛	100	16	○																																																																	
	戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)	紺医会(仮称)	110	30																																																																		
	3か所 280床			280	56																																																																	
特養建設費補助 7か所 680床			680	136																																																																		
前年度		千円	2,300,081																																																																			
差引		千円	△ 6,618																																																																			
本年度の財源内訳	国		—																																																																			
	その他		26,068																																																																			
	市債		1,634,000																																																																			
	市費		633,395																																																																			

14	高齢者の社会参加促進	事業内容 1 敬老特別乗車証交付事業 10,670,493千円 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 (1) 積算人数：346,686人 (2) 利用者負担額(年額)																						
本年度		千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者等</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>世帯全員非課税(生活保護受給者含む)</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>世帯員に課税者がいる非課税者</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が150万円未満</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が150万円以上250万円未満</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が250万円以上500万円未満</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が500万円以上700万円未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が700万円以上</td> <td>20,500円</td> </tr> </tbody> </table>				負担区分	負担額	障害者等	無料	世帯全員非課税(生活保護受給者含む)	3,200円	世帯員に課税者がいる非課税者	4,000円	合計所得金額が150万円未満	7,000円	合計所得金額が150万円以上250万円未満	8,000円	合計所得金額が250万円以上500万円未満	9,000円	合計所得金額が500万円以上700万円未満	10,000円	合計所得金額が700万円以上	20,500円
負担区分	負担額																							
障害者等	無料																							
世帯全員非課税(生活保護受給者含む)	3,200円																							
世帯員に課税者がいる非課税者	4,000円																							
合計所得金額が150万円未満	7,000円																							
合計所得金額が150万円以上250万円未満	8,000円																							
合計所得金額が250万円以上500万円未満	9,000円																							
合計所得金額が500万円以上700万円未満	10,000円																							
合計所得金額が700万円以上	20,500円																							
前年度		千円	10,859,477																					
差引		千円	173,821																					
本年度の財源内訳	国		122,572																					
	県		—																					
	その他		1,693,754																					
	市費		9,216,972																					
				2 老人クラブ助成事業 308,890千円 新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。																				
				3 高齢者のための優待施設利用促進事業 23,103千円 65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。																				

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 将来にわたるあんしん施策

障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

2 障害者自立支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者相談支援事業	障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【事業概要15】
	障害者居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【事業概要16】
	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【事業概要18】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。【事業概要18】
	障害者自立生活アシスタント事業	知的障害者施設や地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者等に対して、支援を行います。【事業概要18】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホーム・ケアホームにおいて、4～10人の障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【事業概要19】
	地域活動支援センター運営事業	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対して助成を行います。【事業概要20】
	障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。
	障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。

3 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【事業概要15】
	小規模通所施設補助事業	障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。【事業概要20】
	自殺対策事業	自殺対策強化のため、地域自殺対策情報センターをこころの健康相談センターに設置し、地域連携を強化し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。【事業概要22】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。また、基幹病院の病棟改修費を補助することにより、市民専用病床を確保します。【事業概要23】
	重度障害者医療費援助事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【事業概要24】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【事業概要25】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

将来にわたる あんしん施策		
本年度		千円 2,670,368
前年度		1,725,815
差引		944,553
本年度の 財源内訳	国	487,752
	県	238,179
	その他	71
	市費	1,944,366

将来にわたるあんしん施策について

障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

本施策は、22年4月に廃止された在宅心身障害者手当の質的転換策であり、障害者施策推進協議会での協議を軸に、市民説明会等でのご意見も踏まえ具体化を図り、22年度から各施策を段階的に実施しています。

1 親なき後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築 後見的支援の充実 509,956千円

(1) 後見的支援推進事業【中期】

地域の人や福祉従事者等が障害のある人の地域生活を見守る仕組みを、地域をよく知る社会福祉法人等と共に作っていきます。

(新たに4区で実施、累計8区)

(2) 多機能型拠点の整備・運営

重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点の整備を方面別に進めます。【中期】

24年度は、南西部(栄区)で1館目の運営を開始します。〈新規〉

※こども青少年局予算

(886,980千円)を含みます。

2 障害者の高齢化・重度化への対応

(1) 住まいの場の充実

56,891千円

障害者グループホームB型設置運営費補助事業(運営費・改修費補助)

グループホーム・ケアホームにおける、障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、高齢化・重度化対応ホーム事業をモデル実施します。

また、既存のホームでも安心して地域での生活が続けられるよう、必要なバリアフリー改修に対し助成を行います。〈新規〉

(2) 医療的ケア対応

5,090千円

非医療職のための医療的ケア研修等実施事業

医療的なケアが必要な障害者の地域での生活を支えるため、障害者施設等の非医療職職員への「医療的ケア研修事業」や、看護師を対象とした専門的機関の医師等による「医師・看護師等による巡回指導事業」を実施します。

3 地域生活のためのきめ細かな対応

(1) 医療・受診環境の充実

42,086千円

ア 障害児者の医療環境推進事業

主に知的障害のある障害者に対応する専門外来の設置を医療機関へ依頼し、協力医療機関に対して運営費を補助します。また、横浜市立大学医学部学生を対象とした福祉施設実習や、医療従事者向け研修会なども引き続き実施します。

イ 肺炎球菌ワクチン接種助成事業

肺炎に罹患した場合、重症化や死亡のおそれが高い重度内部障害者に対し、肺炎球菌ワクチン接種費用を助成します。

ウ 精神科救急基幹病院機能強化事業 **〈新規〉**

基幹病院に病棟改修費用を補助することにより、急患の受入体制を強化し、横浜市民専用病床を確保します。

エ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

重度障害児・者が入院する場合、日常の支援に関わっている事業者等が入院先に職員を派遣し、コミュニケーション支援を行います。

(2) 総合的な移動支援施策体系の再構築

291, 152千円

障害者等の外出支援を促進するため、25年度を目途に主要な移動支援施策体系の再構築を図ります。将来に向けて、より利用しやすく、安定して持続可能な施策体系とすることを目指し、事業者・利用者双方にもご協力を求めながら、具体的な施策について検討します。

ア 移動情報センター運営等事業 **【中期】**

移動支援にかかる地域の情報を収集し、支援が必要な人への情報提供、相談の窓口を設置します。(新たに3区で実施、累計6区)

また、区内の車両や運転手等を効率的に利用するための地域資源の調査を行い、エリア巡回車等の検討を行います。

イ 障害者移動支援事業等

ガイドボランティア等による障害者の外出支援に引き続き取り組むとともに、新たにタクシー事業者福祉車両導入促進事業を開始し、障害者が外出しやすい社会環境の実現を図ります。 **〈新規〉**

(3) その他 地域生活のきめ細かな対応

1, 765, 193千円

ア 障害者自立生活アシスタント事業

障害特性をふまえた日常生活上の支援を行う自立生活アシスタントを、市内のどこに住んでいても利用できるよう体制整備を引き続き進めます。

イ 福祉人材の確保・育成

ガイドヘルパー研修受講料助成、サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向けのスキルアップ研修を、引き続き実施します。

また、民間事業者等と協働した合同就職フェアを実施します。

〈4ページ1の1(2)イの再掲〉

ウ 精神障害者の家族支援事業

家族関係の悪化等により精神障害者との同居等が難しい家族に対し、必要に応じて家族の緊急滞在場所や障害について学ぶ機会を提供します。関係改善を図ることで、障害者と家族が地域での生活を継続できるよう支援します。

エ 高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害支援センターによる、地域の相談拠点に対する専門的な支援を継続します。また、相談拠点づくりのモデル事業を実施した区(鶴見、旭、港北、泉)では、高次脳機能障害者やその家族が安心して地域で生活していけるよう、普及啓発の実施や関係機関との連携づくりを行います。

オ 発達障害者支援体制整備事業

(ア) 地域における支援体制を強化するため、サポートコーチ(巡回型相談員)を配置します。

(イ) 発達障害児・者に対する具体的な支援手法の開発のため、モデル事業(発達障害者就労支援事業)を実施します。

(ウ) 発達障害者の生活を支えるため、有期限のサポートホーム事業を実施し、地域での一人暮らしに向けた支援を行います。 **〈新規〉**

カ 災害時障害者支援事業

災害発生時に、障害があっても安心して避難場所で当面の生活ができるよう、じょうそう予防用簡易ベッド・車椅子などの福祉用具等の備蓄を進めます。

また、地域防災拠点である小中学校に、多目的トイレの整備を進めます。

15	障害者 相談支援事業等		事業内容 1 相談支援事業 470,766千円 障害者が地域で暮らすために、生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域での関係機関とのネットワーク化を図ります。 (1) 地域活動ホーム 18か所 ア 法人運営型地域活動ホーム 17か所 イ 機能強化型地域活動ホーム 1か所(中区) 25年3月に法人運営型地域活動ホーム開所予定 (2) 障害児・者福祉施設等 5か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所
本年度		千円 515,570	
前年度		467,536	(2) 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 〈18ページの3(3)オの再掲〉 44,804千円 (1) 地域における支援体制を強化するため、サポートコーチ(巡回型相談員)を配置します。 (2) 発達障害児・者に対する具体的な支援手法の開発のため、モデル事業を実施します。 (3) 発達障害者の生活を支えるため、有期限のサポートホーム事業を実施し、地域での一人暮らしに向けた支援を行います 〈新規〉
差引		48,034	
本年度の財源内訳	国	85,452	
	県	24,295	
	その他	—	
	市費	405,823	

16	障害者 居宅介護事業		事業内容 身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者がホームヘルプサービス及びガイドヘルプサービスを利用して在宅生活を送れるよう支援します。
本年度		千円 7,863,518	1 障害者ホームヘルプ事業 6,591,321千円 (1) 対象者 身体介護や家事援助等を必要とする、障害程度区分1以上の障害者及び1～3級の身体障害児、知的障害児、精神障害児 (2) 総利用時間見込 2,031,946時間
前年度		7,165,803	2 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 1,272,197千円 (1) 対象者 単独で外出が困難な、1～3級の身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 513,545時間 (3) ガイドヘルパー確保・育成 ア ガイドヘルパー研修受講料助成 資格取得のための研修受講料一部助成 イ ガイドヘルパースキルアップ研修 サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向け研修〈18ページの(3)イの再掲〉
差引		697,715	
本年度の財源内訳	国	3,877,146	
	県	1,940,567	
	その他	16,119	
	市費	2,029,686	

17	障 害 者 移 動 支 援 事 業		事業内容 障害者等の外出支援を促進するとともに、25年度を目途に主要な施策体系の再構築を図ります。 将来に向けて、より利用しやすく、安定して持続可能な施策体系とすることを目指し、事業者・利用者双方にもご協力を求めながら、具体的な施策検討を行います。
本 年 度	千円 3,581,858		1 移動情報センター運営等事業 あんしん 〈18ページの(2)アの再掲〉 36,242千円 (1) 移動情報センター運営【中期】 移動支援にかかる地域の情報を収集し、支援が必要な人への情報提供、相談の窓口を設置します。 (新たに3区で実施、累計6区)
前 年 度	3,575,788		(2) エリア巡回車等の検討 区内の車両や運転手等を効率的に利用するための地域資源の調査等を行います。
差 引	6,070		2 ハンディキャブ事業 64,297千円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ(リフト付小型車両)の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。 (運行車両6台・貸出車両2台)
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	64,931	3 ガイドボランティア事業 あんしん 60,464千円 〈18ページの(2)イの再掲〉 重度の視覚障害や全身性障害、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボランティアがガイドを行います。
	県	89,451	(1) 日常生活上必要な外出、通学・通所への支援 (2) ガイドボランティア募集研修の実施
	その他	—	4 障害児通学支援事業 あんしん 56,986千円 特別支援学校への通学経路のバスポイントや主要駅等に「通学支援員」を配置し、自力で通学する児童・生徒への案内・誘導・見守りを行います。
	市 費	3,427,476	5 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 あんしん 10,000千円 〈18ページの(2)イの再掲〉 国や県タクシー協会と協働で、タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー(福祉車両)を導入する際の費用の一部を助成します。
			6 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 371,647千円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。 (1) 助成額 1枚500円 (2) 交付枚数 年84枚(1乗車で複数枚使用可。1か月7枚上限) ※人工透析に通う腎臓機能障害者は年168枚
			7 障害者施設等通所者交通費助成事業 281,506千円 施設等に通所する知的・身体障害者とその介助者及び精神障害者に対し、通所の交通費を助成します。
			8 特別乗車券交付事業 2,684,903千円 市営交通機関、市内を運行する民営バス及び金沢シーサイドラインが利用できる無料乗車券を交付します。
			9 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 15,813千円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

18	障害者の地域生活支援事業		事業内容 1 障害者地域活動ホーム運営事業 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。 (1) 社会福祉法人型 2,718,569千円 ア 設置状況 18か所(前年度17か所) 中区 25年3月開所予定 イ 実施事業 (ア) 相談支援事業 ※障害者相談支援事業で計上 (イ) 生活支援事業 (ウ) 日中活動事業(障害者自立支援法事業) (2) 機能強化型 (従来型予算を含む) 1,478,457千円 ア 設置状況 22か所(前年度22か所) イ 実施事業 (ア) 相談支援事業 (1か所でモデル実施) (イ) 生活支援事業 あんしん 生活支援基本事業実施 8ホーム (ウ) 日中活動事業(障害者自立支援法事業) (3) 従来型 1か所(前年度1か所)
	本年度	千円 5,401,712	
	前年度	4,825,349	
	差引	576,363	
本年度の財源内訳	国	1,319,868	
	県	660,183	
	その他	54	
	市費	3,421,607	
2 精神障害者生活支援センター運営事業 808,756千円 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの設置運営費を助成します。 (1) 設置状況 ア A型(公設型)：指定管理者による管理運営(9か所) A型については、「地域移行・地域定着支援事業」と「自立生活アシスタント事業」を指定管理業務として実施します。 イ B型(民設型)：運営団体への設置運営費助成(9か所) (2) 新規開所 A型 2か所 鶴見区 24年4月 中区 25年3月予定			
3 障害者自立生活アシスタント事業 あんしん 251,844千円 地域で生活する単身等の障害者に対し専任の支援職員(自立生活アシスタント)による支援を行い、地域生活の継続を図ります。 (1) 対象となる障害 知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害 (2) 実施か所数 36か所			
4 重度重複障害者(児) デイサービス激変緩和事業 〈新規〉 144,086千円 児童福祉法の改正により廃止となる重度重複障害者(児) デイサービス事業の利用者が、円滑に障害者自立支援サービスに移行できるよう、市内の民間障害者支援施設等に対し助成を行います。(24年度のみの特設事業)			

19	障害者グループホーム設置運営事業		事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。
		千円	1 設置費補助 188,500千円 新設 40か所 移転 8か所
本年度		8,115,861	2 運営費補助 7,845,587千円 574か所（A型45、B型529） うち新規 40か所 （1）運営基本費（国基準＋加算） （2）家賃補助（月額家賃1／2）
前年度		7,740,256	3 法定事業移行支援 24,913千円
差引		375,605	4 高齢化・重度化対応事業 あんしん 56,861千円 〈17ページの2(1)の再掲〉 高齢化・重度化しても障害者が安心して地域で生活し続けられる場を提供するため、高齢化・重度化対応ホーム事業をモデル実施します。 また、既存のホームで必要となるバリアフリー改修に対し助成を行います。〈新規〉
本年度の財源内訳	国	2,634,962	
	県	1,346,481	
	その他	—	
	市費	4,134,418	

20	小規模通所施設補助事業		事業内容 地域作業所や法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家等の経費を助成します。
		千円	1 障害者地域作業所助成事業 105,071千円 身障・知的 6か所 精神 0か所 （1）運営基本費 10,366千円～15,176千円/か所 （2）借地借家費等
本年度		5,024,429	2 地域活動支援センター運営事業 あんしん 4,618,180千円 身体・知的 141か所 精神 79か所 （うち新規 身体・知的 10か所 精神 4か所） （1）運営基本費 13,444千円～18,497千円/か所 （2）借地借家費等
前年度		4,976,290	3 法定事業移行支援事業 301,178千円 身障・知的 53か所 精神 8か所 （1）借地借家費 （2）移行支援補助金
差引		48,139	
本年度の財源内訳	国	1,486,619	
	県	743,309	
	その他	12	
	市費	2,794,489	

21	障害者施設等	事業内容	
本年度	千円 1,971,256	1 障害者施設整備事業 1,217,186千円 障害者が自立した日常生活を送るために必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費等の助成を行います。 (1) 建設 3か所 多機能型拠点(栄区)【中期】あんしん 〈17ページの1(2)の再掲〉 (24年度開所予定) 多機能型拠点(都筑区)【中期】あんしん 〈17ページの1(2)の再掲〉 (25年度開所予定) 障害者施設再整備(旭区) (25年度完了予定) (2) 設計 2か所 障害者施設再整備(神奈川区、保土ヶ谷区) (3) 改築・改修 2か所 改築(金沢区) 改修(神奈川区)	
前年度	1,749,053		
差引	222,203		
本年度の財源内訳	国	249,253	
	その他	146	
	市債	734,000	
	市費	987,857	

- 3 精神障害者生活支援センター整備事業 140,315千円
 在宅の精神障害者が地域で安定した日常生活を送るための支援を行う生活支援センターを整備します。
 継続建設 1か所 中区(24年度開所予定)

[障害者施設整備事業]

	事業・施設名称	所在地	事業スケジュール(年度)	事業主体
建設3か所	多機能型拠点(栄区)	栄区桂台中	設計:H22~23、施工:H23~24	(福)訪問の家
	多機能型拠点(都筑区)	都筑区佐江戸町	設計:H22~23、施工:H24~25	(福)カメラード
	障害者施設再整備(光の丘)	旭区白根	設計:H22~23、施工:H24~25	(福)白根学園
設計2か所	障害者施設再整備(恵和青年寮)	保土ヶ谷区今井町	設計:H24~25、施工:H25以降	(福)恵和
	障害者施設再整備(ゆかり荘)	神奈川区三ツ沢上町	設計:H24~25、施工:H25以降	(財)紫雲会
改築・改修2か所	金沢若草園再整備	金沢区平潟町	設計:H22~23、施工:H24(終了)	(福)恩賜財団済生会
	大規模改修(ナザレ工房)	神奈川区神之木町	施工:H24(終了)	(福)聖坂学園

[障害者地域活動ホーム整備事業・精神障害者生活支援センター整備事業]

	事業・施設名称	所在地	事業スケジュール(年度)	事業主体
継続建設	中区障害者地域活動ホーム(合築)	中区新山下	設計:H21、施工:H23~24	(福)みはらし
	中区精神障害者生活支援センター(合築)	中区新山下	設計:H21、施工:H23~24	(財)紫雲会

22	自殺対策事業		事業内容 自殺問題に対応するため、事業指針を策定し、関係機関等との連携による総合的な対策を進めます。【中期】
本年度		千円 41,921	1 地域連携〈拡充〉 18,733千円 (1) 講演会の開催、印刷媒体等での普及啓発活動 (2) 人材養成研修、調査分析 地域の支援者を対象とした、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材（ゲートキーパー）養成研修、調査分析等を行います。
前年度		41,864	24年度は、各区局で実施するゲートキーパー養成研修を拡充し、地域の人材育成の取組を強化します。
差引		57	2 地域自殺対策情報センター運営〈新規〉7,986千円 新たにこころの健康相談センター内に地域自殺対策情報センターを設置し、区と協力した自殺対策における地域連携及び相談体制の強化を図ります。
本年度の財源内訳	国	4,825	3 自死遺族支援等 15,202千円 電話相談や分かち合いの場（集い）の実施を通して自死遺族の支援等を行います。
	県	32,250	
	その他	41	
	市費	4,805	

23	精神科医療体制の充実		事業内容
本年度		千円 295,503	1 精神科救急医療対策事業 273,128千円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。
前年度		283,335	(1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。
差引		12,168	(2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。
本年度の財源内訳	国	27,556	(3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
	県	—	2 精神科救急基幹病院機能強化事業〈新規〉あんしん 〈18ページの3(1)ウの再掲〉 15,000千円 基幹病院の病棟改修費を補助することにより救急患者への対応力を強化し、市民専用病床を確保します。
	その他	258	3 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 7,375千円
	市費	267,689	整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。

24	重度障害者 医療費援助事業		事業内容 1 重度障害者医療費援助事業 9,350,911千円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身障1・2級 イ IQ35以下 ウ 身障3級かつIQ36以上IQ50以下 (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 13,599人 イ 国民健康保険加入者 16,833人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 20,662人 計 51,094人
本年度		千円 13,420,539	
前年度		12,022,513	
差引		1,398,026	
本年度の 財源内訳	国	2,030,887	2 更生医療給付事業 4,069,628千円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,283人
	県	4,060,500	
	その他	1,898,033	
	市費	5,431,119	

25	障害者 就労支援事業		事業内容 国や県の動向を踏まえ、市民にもっとも身近な自治体として、きめ細やか且つ先駆的な施策を求職者側・求人側双方に展開し、障害者の就労機会の拡大を図ります。
本年度		千円 288,519	1 基盤強化施策 263,120千円 障害者の就労相談・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営や、職業能力開発プロモーターによる職場実習先の開拓・ネットワークの構築、障害者の実習や職場定着を支援する有償ボランティアの派遣等を行い、障害者の就労支援基盤の強化を図ります。 障害者就労支援センターの運営【中期】 8か所 (神奈川、西、港南、旭、磯子、港北、緑、戸塚)
前年度		348,090	2 スキルアップ施策 13,196千円 障害者の一般就労を促進するため、農業分野での就労訓練等を通じたスキルアップ支援を行います。
差引		△ 59,571	3 就労の場の拡大施策 12,203千円 障害者雇用の優良事例の紹介や、事務分野における知的障害者の雇用、ふれあいショップの運営支援等を通じ、障害者就労への理解を深め、就労の場の拡大を図ります。
本年度の 財源内訳	国	8,791	
	県	—	
	その他	8,694	
	市費	271,034	

IV 生活基盤の安定と自立の支援

26	生活保護事業	事業内容	
		<p>1 生活保護費（法定分） 124,302,834千円 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給します。</p> <p>(1) 対象見込世帯 50,310世帯（前年度 48,785世帯） (2) 対象見込人員 69,253人（前年度 67,057人） (3) 生活扶助基準 標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子の場合） 1か月 162,170円（前年度同額）</p>	
本年度		千円	
		126,395,989	
前年度		123,965,636	
差引		2,430,353	
本年度の財源内訳	国	92,720,992	<p>2 被保護者自立支援プログラム事業【中期】392,312千円</p> <p>(1) 就労支援事業〈拡充〉</p> <p>ア 就労支援専門員を各区へ配置し、就労可能な被保護者に対し、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い自立を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援専門員配置数 60人（前年度48人） <p>イ 無料職業紹介事業により、求人開拓員が求職者のニーズにあった求人を開拓し、区保護課を通して被保護者へ求人情報の提供を行います。また、被保護者の職業意識の啓発や職能向上のための就労支援セミナーを実施します。</p>
	県	673,791	
	その他	3,374,265	
	市費	29,626,941	
	(2) 就労意欲喚起事業〈拡充〉		
	すぐに就労に結びつかない被保護者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高めます。		
	・実施区 中区、保土ヶ谷区（前年度1区）		
	(3) 学習支援事業〈拡充〉		
	NPO法人や大学と連携し、被保護世帯の子どもへの学習活動等を支援することで、高校への進学を促進します。高校卒業後の安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。		
	・実施区 7区〔うち5区はこども青少年局と共管〕（前年度1区）		
	(4) 年金相談事業〈拡充〉		
	各区に年金制度に関する専門知識を有する年金相談専門員を派遣し、被保護者の年金受給資格の調査・確認、年金に関する相談、手続き支援等を行い、年金制度の一層の活用を図ります。		
	・年金相談専門員配置数 11人（前年度7人）		
3	不正受給対策等の強化〈新規〉	61,478千円	
	警察OBを雇用し、警察との連携強化により不正受給対策等を推進します。		
4	住宅手当緊急特別措置事業	393,933千円	
	離職者であって就労能力及び就労意欲がある者で、収入・預貯金などについて一定の要件を満たす者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。		
	・支給額（上限）単身世帯53,700円、複数世帯69,800円		

27	援護対策事業		事業内容 生活困窮者、寿地区住民、ホームレスを対象に、福祉的援助を行います。また、中国残留邦人等に対し、生活支援給付の実施や日本語教室等の援助を行います。
本年度		千円 1,485,666	1 生活困窮者支援 16,419千円 地域日常生活自立支援事業【中期】 生活保護受給に至らない生活困窮者に対し、就労自立に向けた相談支援を行います。
前年度		1,578,935	2 寿地区対策 178,643千円 (1) 寿町総合労働福祉センター事業 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区対策事業 (4) 寿福祉プラザ運営事業 (5) 寿地区緊急援護対策事業 食券、宿泊券による緊急援護は24年度中に終了し、ホームレス自立支援事業での支援に統合
差引		△ 93,269	3 ホームレス自立支援事業〈拡充〉 443,882千円 居宅生活移行に向けた見守り支援（アフターフォロー）の充実
本年度の財源内訳	国	656,685	4 中国残留邦人等支援事業 846,722千円
	県	316,156	
	その他	1,028	
	市費	511,797	

28	小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業〈拡充〉 6,569,901千円 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 24年10月から通院助成の対象を小学1年生まで拡大します。 対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり） (1) 0歳～小学1年生（入・通院） 206,972人 (2) 小学2年生～中学卒業（入院） 1,170件
本年度		千円 8,280,230	2 ひとり親家庭等医療費助成事業 1,710,329千円 ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。
前年度		8,201,329	(1) 対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 (2) 対象者数見込 44,541人
差引		78,901	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	2,649,183	
	その他	270,708	
	市費	5,360,339	

29	後期高齢者 医療事業 (後期高齢者医療 事業費会計)	事業内容 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため後期高齢者医療事業を実施します。後期高齢者医療制度は神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）と市町村が共同して運営します。広域連合では被保険者の資格管理、保険給付、保険料率の決定や保険料の賦課等を行い、本市では保険料の徴収、被保険者証の交付の申請受付等を行います。また本年度は、制度開始後初めてとなる被保険者証の一斉更新を実施します。 (1) 対象者 ア 75歳以上の方 イ 65～74歳の一定の障害のある方 (2) 被保険者数 347,171人（前年度327,911人） (3) 自己負担 外来・入院ともに、原則定率1割負担 現役並み所得者は、定率3割負担 （ただし、入院については、月額上限あり。 低所得者には減額制度あり。） (4) 医療給付費の財源構成 現役並み所得者以外の医療給付費は、保険料、支払基金交付金（各保険者からの拠出金）及び公費（国・県・市）によってまかなわれます。 現役並み所得者の医療給付費は、全額支払基金交付金でまかなわれます。													
本年度		千円 63,060,771													
前年度		54,500,550													
差引		8,560,221													
本年度の財源内訳	国	—													
	県	—													
	保険料等	35,682,264													
	市費	27,378,507													
		<table border="1"> <tr> <th>保険料</th> <th>支払基金</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>40%</td> <td>50%×2/3</td> <td>50%×1/6</td> <td>50%×1/6</td> </tr> </table>				保険料	支払基金	国	県	市	10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6
保険料	支払基金	国	県	市											
10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6											
(5) 保険料		<p>被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額が保険料となります。保険料の算定基準は、各都道府県の所得水準等で決定します。また被保険者証の一斉更新にあわせ、収納対策の観点から高額滞納者に対し短期証を交付します。</p> <p>ア 賦課割合 均等割 39% 所得割 61%（神奈川県内） （平均的な所得水準の広域連合 均等割 50% 所得割 50%）</p> <p>イ 賦課限度額（年間） 550,000円（前年度500,000円）</p> <p>ウ 保険料率 均等割額 41,099円（前年度39,260円） 所得割率 8.01%（前年度7.42%）</p> <p>エ 低所得者及び被扶養者の保険料軽減 (ア) 低所得者 世帯の所得に応じて保険料(均等割額)を7割、5割、2割軽減 ※24年度も7割軽減を9割または8.5割軽減にする特例措置を継続します。 (イ) 被扶養者 保険料(均等割額)を5割軽減し、所得割額を賦課しません。 ※24年度も5割軽減を9割軽減にする特例措置を継続します。</p>													

30	国民健康 保険事業 (国民健康保険 事業費会計)		事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。					
	本年度	千円 359,535,112	1	被保険者数		952,400人	(前年度	951,600人)
前年度	336,632,050		2	世帯数		573,700世帯	(前年度	573,300世帯)
差引	22,903,062		3	一部負担金割合		原則3割。 ※小学校就学前は2割、70歳以上は1割(現役並み所得者は3割)		
本年度の 財源内訳	国	75,774,848	4	出産育児一時金		1件	42万円	
	県	16,841,989	5	葬祭費		1件	5万円	
	その他	235,421,197	6	保健事業		(1) プール割引利用事業の廃止 (2) カレンダー配布事業 生活習慣病予防等の普及啓発を目的に配布 (作成経費を節減)		
	市費	31,497,078	7	特定健康診査・保健指導		(対象者 668,700人) (1) 事業目標 特定健康診査受診率 25% 保健指導利用率 20% (※) (※) 特定健康診査受診後の保健指導対象者に対する利用人数の割合 (2) 受診率向上への取組 特定健康診査未受診者への勧奨通知の試行 〈新規〉 (3) 横浜市健康診査(75歳以上)受診への円滑な移行 〈新規〉 75歳到達により、特定健康診査から横浜市健康診査対象者になる方への案内通知		
8 保険料			(1) 保険料負担緩和のための市費繰入れ (市費繰入項目：一般法定給付費及び後期高齢者支援金の5.5%) (2) 19歳未満の方に対する扶養控除の見直しが、保険料に影響を及ぼさないようにする政令改正を受けた、条例改正とシステム改修					
9 会計健全化への主な取組			(1) 保険料収納体制の強化 【中期】 (2) 保険料不納欠損分への一部市費繰入れ (3) 医療費の縮減 ・ジェネリック医薬品個別差額通知					
<保険料率の比較>								
	賦課割合		医療分料率		支援分料率		介護分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
24年度	50%	50%	40,870円	1.48 見込	12,550円	0.48 見込	16,420円	0.54 見込
23年度	50%	50%	38,890円	1.36	11,730円	0.43	15,140円	0.47
※保険料賦課限度額(前年度と同額)：医療分 51万円、支援分 14万円、介護分 12万円								

V 地域医療体制の確保と充実

31	医療政策の推進		事業内容 医療政策に係る、総合企画機能の強化を図ることにより市民が安心して暮らすことができる医療環境の実現を目指します。 1 医療政策の推進 5,100千円 (1)医療政策有識者会議の開催等 医療政策推進のための支援機関として、横浜市の医療政策全般及び具体的な課題について専門的な助言及び情報提供を行います。 (委員)学識経験者、市立・市大病院の代表者等 (主な検討テーマ)がん等の総合的な疾病対策、横浜型の地域医療連携体制の構築、災害時の医療供給体制 他 (2)次期「よこはま保健医療プラン」の策定<新規> 本市の保健医療を中心とした施策を総合的に体系づけた中期的な指針として次期「横浜市の保健医療の推進に関する計画」(通称:よこはま保健医療プラン)を策定します。 (計画期間)25年度~29年度 (3)医療政策を担う人材の育成<新規> 本市の医療政策を担う人材を育成するため、連続講座や現場研修などを計画的に開催します。
本年度	千円 5,100		
前年度	4,000		
差引	1,100		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	5,100	

32	災害医療体制の充実		事業内容 災害時における医療体制を充実強化するため、東日本大震災から得られた教訓等を踏まえて、横浜市防災計画における応急医療提供体制の見直しを図るほか、最も重要な課題である情報受伝達機能を強化します。 1 地域医療救護拠点等における医薬品等の備蓄 28,870千円 災害時の応急医療に必要な医薬品及び医療資器材の地域医療救護拠点や市立・中核病院への備蓄を継続します。また、災害時の医薬品供給体制を拡充します。 2 災害時における通信手段の確保<拡充> 12,781千円 災害発生時には通信手段の途絶が危惧されることから東日本大震災でも評価された通信機器(衛星携帯電話)を医療活動の中核拠点となる各区福祉保健センターや各区医師会(医療救護隊)等に配備します。
本年度	千円 41,651		
前年度	32,093		
差引	9,558		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	41,651	

機器	配備場所
衛星携帯電話	健康福祉局(医療政策室) 各区福祉保健センター(医療調整班) 市医師会、各区医師会(医療救護隊)

33	地域医療体制の確保		事業内容 1 医療人材確保対策事業 513,588千円 (1) 医師等人材確保対策事業 3,250千円 医師をはじめとする医療従事者の確保に向け、安心して働き続けられる環境の整備等を行います。 (2) 看護人材確保対策事業 510,338千円 ア 就業支援情報整備事業 〈新規〉 看護職への就業支援情報を集約し、情報発信を強化するためのWEBサイトを整備します。 イ 看護職復職支援事業 就業していない看護師を対象に、複数の医療機関が合同で実施する就職支援事業に助成します。 ウ 看護専門学校への助成 〈拡充〉 横浜市医師会看護専門学校(菊名・保土谷)及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を助成します。 また、横浜市医師会看護専門学校(菊名)に対し、建物の老朽化に伴う改修費の一部を助成します。 2 地域医療連携の推進 2,591千円 在宅療養も含めた地域医療の充実に向け、医療機関相互の連携、保健・医療・福祉のネットワーク強化に対する取組を推進します。 (1) ネットワーク強化支援事業 2,100千円 医療機関や介護事業者等による地域の在宅療養連携に向けた取組について、支援します。 (2) 在宅療養連携推進協議会 491千円 在宅療養に携わる施設の代表者等で構成する協議会を開催し、在宅療養環境の充実に向けた検討を行います。 3 地域医療を支える市民活動の推進 【中期】 17,118千円 医療機関の適切な利用を推進しながら、子育て家庭の安心を目指し、地域の子育て支援団体、医療機関等との協働により、区役所、地域子育て支援拠点で小児救急のかかり方や家庭での看病に関する講座等の啓発活動を行います。 4 地域中核病院支援事業 485,079千円 救急医療など地域医療に貢献する地域中核病院に対し、建設時の資金等の借入れに伴う利子を補助します。 5 病院事業会計繰出金 7,327,456千円 市立病院が実施している救急医療などの、政策的医療等にかかる経費について、繰り出します。 (1) 市民病院 1,963,812千円 (2) 脳血管医療センター 3,138,641千円 (3) みなと赤十字病院 2,225,003千円
	本年度	千円 8,345,832	
	前年度	7,965,385	
	差引	380,447	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	50,000	
	市費	8,295,832	

34	産科・周産期医療体制の充実		事業内容
本年度	千円 219,130		<p>1 産科拠点病院の整備【中期】〈拡充〉 55,070千円 安定した出産機会の提供や、周産期救急患者の受入体制の充実を図るため、「産科拠点病院」を方面別に3か所整備します。 24年度は候補となる3病院が「準備病院」として、輪番制による産科医師の複数当直を実施します。 (準備病院) 横浜労災病院 (北部医療圏) 市民病院 (西部医療圏) 済生会横浜市南部病院 (南部医療圏)</p> <p>2 産科医療対策【中期】 56,062千円 安心して出産できる環境の確保や人材を育成するための研修等に対し助成を行います。また、医療機関の連携を推進するための支援などを行います。</p> <p>(1) 産科医師確保助成〈拡充〉 産科医師を増員し、出産取扱件数を増加する病院や診療所に対し、医師確保にかかる費用の一部を助成します。</p> <p>(2) 産科医師等分娩手当補助金の交付 産科医師等に、出産取扱件数に応じて手当を支給する病院や診療所等に対し、費用の一部を助成します。</p> <p>(3) 産科病床等の設置促進 産科病床の増床等を図る病院等に対し、増改築費用等の一部を助成します。</p> <p>(4) セミオープンシステム推進事業 病院、診療所間の連携を図り、役割分担を推進する取組に対して助成します。</p> <p>(5) 早期産後ケア促進事業 病院等を早期に退院し、自宅等で産後ケアを受ける取組に対して助成します。</p> <p>(6) 助産師のスキルアップ支援 潜在助産師・勤務助産師研修にかかる費用を助成します。</p>
前年度	210,793		
差引	8,337		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	18,052	
	その他	—	
	市費	201,078	
			<p>3 周産期救急医療対策【中期】 100,148千円</p> <p>(1) 周産期救急連携病院、周産期センターの運営費助成 出産前後の母体及び新生児を対象とした周産期救急医療の充実を図るため、二次救急医療に対応する周産期救急連携病院や、三次救急医療を担う周産期センターに対し運営費を助成します。</p> <p>(2) 周産期救急連携病院等の当直体制強化 周産期救急連携病院等において、患者の円滑な受入れを促進するとともに、医師の負担軽減を図るため、産科医師の2人当直を行う場合に、実施回数に応じ、医師の確保経費を助成します。</p> <p>4 産科あんしん電話【中期】 7,850千円 出産施設を探している市民の方の不安を解消するため、市内全ての出産取扱施設(病院、診療所及び助産所)の出産予約状況を、専用の電話窓口等で案内します。</p> <p style="text-align: right;">いいお産</p> <p>○電話番号：#7499(救急医療情報・相談ダイヤル)または、228-1103 ○URL：http://cgi.city.yokohama.lg.jp/kenkou/sanka/index.html</p>

35	救急医療体制の充実		事業内容 1 初期救急医療対策 623,564千円 (1) 初期救急医療機関への支援【中期】 休日・夜間等の医療機関の診療時間外に受診可能な医療機関を確保します。 ア 夜間急病センターの運営（北部・南西部） イ 休日急患診療所の運営等（市内18か所） (2) 横浜市救急医療センターの運営 ア 夜間急病センター（桜木町） イ 救急医療情報・相談ダイヤル（#7499） 電話により市民が利用しやすい医療情報の提供を行います。 (ア) 小児救急電話相談 お子さんの急病時などに、看護師が適切な対応方法等をアドバイスします。 (イ) 救急医療情報センター 24時間365日、救急医療機関を案内します。 2 二次救急医療対策 421,960千円 (1) 二次救急拠点病院への支援 夜間・休日の二次救急（内科・外科）患者の受入体制を強化するため、24時間365日二次救急に対応する病院を「二次救急拠点病院」とし、体制確保費等を助成します。 (2) 病院群輪番制参加病院への支援 病院群輪番制事業に参加する病院に体制確保費等を助成します（市域全体で、1～2病院体制）。 (3) 疾患別救急医療体制の整備・運営 脳血管疾患、急性心疾患、外傷（整形外科）の疾患別救急医療体制の整備・運営を行います。 3 小児救急医療対策 200,000千円 24時間365日、専門の小児科医による救急医療を行う小児救急拠点病院に、体制確保費の助成を行います。 4 救急搬送受入病院連携支援モデル事業 10,000千円 救急隊が現場で搬送先の病院選定に苦慮する事案について、病院の受入促進を図るため、二次救急病院と後方病院との病病連携の構築を支援するとともに、受入実績等に応じた助成を実施します。 5 YMAT（横浜救急医療チーム）の運営 2,494千円 市内で発生した災害現場に駆けつけ、消防隊員と共に救命医療を行う、YMAT（医師・看護師等により編成）を運営します。
	本年度	千円 1,258,018	
	前年度	1,228,433	
	差引	29,585	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	20,234	
	その他	85	
	市費	1,237,699	

VI 健康で安全・安心な暮らしの支援

36	予 防 接 種 事 業	事業内容 予防接種法に定める「定期予防接種事業」を実施するほか、任意予防接種のうち、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンについて国と市町村がそれぞれ費用を負担する「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」を実施します。												
本 年 度	千円 9,069,070	1 定期予防接種事業 5,321,324千円 (1) 個別予防接種事業 4,475,519千円 協力医療機関においてBCG・三種混合・二種混合・麻しん風しん混合・日本脳炎等の予防接種をそれぞれ実施します。 日本脳炎予防接種については、予防接種後に生じた重篤な副反応の影響により、厚生労働省の勧告に基づき17年5月以降市町村による接種の積極的勧奨を差し控えていましたが、22年度に3歳児に対して積極的勧奨が再開され、23年度には4歳・9歳・10歳の児童に対しても積極的勧奨が再開されたことから、24年度も引き続き制度周知を進めます。												
前 年 度	12,386,214	(2) 集団予防接種事業 77,813千円 区福祉保健センターにおいて、ポリオの予防接種を実施します。												
差 引	△ 3,317,144	(3) 高齢者インフルエンザ予防接種事業 767,992千円 65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザ予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。												
本年度の財源内訳	国	—												
	県	1,646,002												
	その他	978,916												
	市 費	6,444,152												
		2 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業 3,747,746千円 (1) 事業の概要 任意予防接種のうち、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種を引き続き実施し、接種費用を助成します。 (2) 費用助成の対象となるワクチン・対象者など												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th>対象者</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮頸がん予防ワクチン</td> <td>中1～高3相当の女子</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>ヒブワクチン</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌ワクチン</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> </tbody> </table>	ワクチン種類	対象者	接種回数	子宮頸がん予防ワクチン	中1～高3相当の女子	3回	ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満	1～4回	小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満	1～4回
ワクチン種類	対象者	接種回数												
子宮頸がん予防ワクチン	中1～高3相当の女子	3回												
ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満	1～4回												
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満	1～4回												
		※子宮頸がん予防ワクチンについては、23年度中にワクチンの供給不足により、接種できない期間があったため、23年度の対象者も含む範囲で設定しています。												
		(3) 助成内容（接種費用） 全額公費負担とします。（原則として協力医療機関で接種した場合に限ります。）												
		(4) 事業実施期間 24年度（25年度以降については、国において定期予防接種化を検討予定です。）												
		(5) 事業費内訳												
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ワクチン接種費用</td> <td>3,657,331千円</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん予防ワクチン</td> <td>997,096千円</td> </tr> <tr> <td>ヒブワクチン</td> <td>1,170,456千円</td> </tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌ワクチン</td> <td>1,489,779千円</td> </tr> <tr> <td>事務費等</td> <td>90,415千円</td> </tr> </tbody> </table>	ワクチン接種費用	3,657,331千円	子宮頸がん予防ワクチン	997,096千円	ヒブワクチン	1,170,456千円	小児用肺炎球菌ワクチン	1,489,779千円	事務費等	90,415千円		
ワクチン接種費用	3,657,331千円													
子宮頸がん予防ワクチン	997,096千円													
ヒブワクチン	1,170,456千円													
小児用肺炎球菌ワクチン	1,489,779千円													
事務費等	90,415千円													

37	感染症・食中毒 対策事業等		事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。
本年度	千円 894,288		1 感染症・食中毒対策事業 23,573千円 感染症及び食中毒に関する正しい知識の啓発等により発生を未然に防止するほか、発生時には関係者の迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。 2 結核対策事業 223,784千円 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。 3 エイズ・性感染症予防対策事業 62,092千円 エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、H I V・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。 4 衛生研究所運営事業 158,450千円 保健衛生に関する試験検査や調査研究を行います。 5 衛生研究所再整備事業【中期】 329,715千円 老朽化した衛生研究所を金沢区富岡東に移転・再整備します。 24年度は、本体工事に着手します。
前年度	643,679		
差引	250,609		
本年度の財源内訳	国	176,075	
	県	42,917	
	その他	20,550	
	市費	654,746	

38	新型インフルエンザ 対策事業		事業内容 新型インフルエンザは、誰も免疫を持たないため、ひとたび発生すれば感染が容易に拡大し、社会的な影響が大きいことから、被害を最小限に食い止めることができるよう、事前に医療体制の整備や必要な資器材の備蓄などを行っていきます。【中期】
本年度	千円 85,602		1 医療体制の確保等 84,861千円 発生時に患者を重点的に受け入れる、市民病院や地域中核病院などの、帰国者・接触者外来設置医療機関に対して配付する医療用資器材（感染防護具、サージカルマスク等）を備蓄します。 また、引き続き医療関係者連絡協議会を開催し、発生時の医療体制等について協議を行っていきます。 2 市民啓発の推進 741千円 正しい知識や今からできる備蓄等の対策、流行時の適切な対処方法について、市民啓発等を行います。 外国語対応についても、引き続き取り組みを進めていきます。
前年度	105,962		
差引	△ 20,360		
本年度の財源内訳	国	822	
	県	—	
	その他	—	
	市費	84,780	

39	放射線対策 推進事業		事業内容 東京電力福島第一原子力発電所の事故発生による放射線対策については、引き続き、関係する区局で横断的に組織する放射線対策本部で、市民相談対応や空間線量の測定、水道水・流通食品・学校給食などの検査やマイクロスポットの対応、また測定機器の市民貸出しなど様々な対策を講ずるとともに、市民へ迅速、的確な情報提供に努めていきます。
	本年度	千円 160,564	
前年度	-		1 放射線に関する健康相談窓口事業 8,837千円 健康や食品の安全性に対する市民からの相談に対応するため、23年3月に設置した電話相談窓口で、引き続き市民の相談や問合せに対応していきます。 また、放射線量測定結果等については、電話相談窓口での説明に活用するとともに、ホームページや紙媒体を活用しつつ、より効果的な方法で情報提供を行います。
差引	160,564		
本年度の財源内訳	国	19,950	2 食品の新たな基準値に対応する検査機器整備事業 〈新規〉 47,081千円 24年4月から施行される、こどもの健康影響に配慮した食品中の放射性物質の新しい基準値に対応するため、本場食品衛生検査所及び南部市場食品衛生検査所にゲルマニウム半導体核種分析装置を導入します。
	県	-	
	その他	140,614	
	市費	-	
3 市内流通食品等検査事業 〈拡充〉 28,359千円 既に実施している、市場で流通する食品の検査に加え、以下の検査を行います。 (1) 新基準が設定される「乳児用食品」100検体の検査を新たに実施 (2) 市内の量販店で流通する食品200検体の検査を新たに実施 (3) 新たに導入する検査機器（上記2参照）を用いて、市内産や市場に入荷する農水産物を対象とした検査の充実			
4 肉牛の全頭検査事業 23,124千円 23年8月8日から開始した全頭スクリーニング検査については、24年4月以降は、新基準に対応したゲルマニウム半導体核種分析装置による検査を行います。			
5 市民への情報提供事業 〈新規〉 3,163千円 放射線の基礎的な知識を解説した冊子を作り、市民講座等で使用します。 また、同時に作成するパネルを区役所やイベント会場で掲示するなどして、放射線に関する知識の普及啓発に努めます。			
6 その他放射線対策事業 50,000千円 放射線対策本部を中心に各区局と連携しながら、市民の放射線に対する不安等に対応するため、その状況に応じた迅速かつ適切な対策を講じていきます。			

40	食の安全確保事業		事業内容 肉の生食等による食中毒やノロウイルス等による健康被害を防止するため、監視指導や検査を強化して食の安全を確保します。 1 食品衛生監視指導等事業 64,215千円 飲食店、製造業等の施設に対する監視指導等を実施します。 2 食の安全強化対策事業【中期】 70,083千円 (1) カピバクター、O157等食中毒予防対策事業〈拡充〉 生食用食肉に関する新たな規格基準が施行されたことに伴い、監視指導と検査を強化します。 (2) 残留農薬検査事業 輸入・国産農産物や加工品等の検査を実施します。 (3) 動物用医薬品検査事業 食肉や魚の抗生物質等の残留検査を実施します。 (4) ノロウイルス食中毒予防対策事業 社会福祉施設等の監視指導や卸売市場、スーパー等に流通している食品の検査を実施します。 (5) アルギン物質を含む食品、遺伝子組換え食品検査等事業 アルギン物質を含む食品等の検査を実施します。 3 BSE(牛海綿状脳症)等検査事業 24,922千円 引き続き全頭のスクリーニング検査を実施します。 4 市場衛生検査所運営事業 127,702千円
本年度		千円 286,922	
前年度		245,963	
差引		40,959	
本年度の財源内訳	国	7,093	
	県	—	
	その他	219,612	
	市費	60,217	

41	快適な生活環境の確保事業		事業内容 墓地埋葬法及び改正条例の趣旨に沿って、墓地設置許可に係る審査を強化するとともに、レジオネラ症防止対策、小規模受水槽水道衛生対策を推進します。 1 環境衛生監視指導事業〈拡充〉 9,411千円 ホテル、公衆浴場、プール、理容所、美容所等の環境衛生関係施設の衛生管理状況を確認するため、施設に対し監視指導や水質検査を実施し衛生的な環境の確保を図っていきます。 また、「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置し、専門の有識者により墓地設置に係る財務状況を審査することにより、墓地の適切な許認可業務の推進を図ります。 2 建築物衛生対策事業 7,974千円 (1) レジオネラ症の防止対策 重篤事例や集団感染の事例を踏まえ検討を重ねた入浴施設等での効果的なレジオネラ症対策を基に、具体的なレジオネラ症防止対策の指導を徹底します。 (2) 小規模受水槽水道衛生対策の推進 地下式受水槽等の設置者に対して適切な維持管理の指導を徹底します。
本年度		千円 78,309	
前年度		81,697	
差引		△ 3,388	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	120	
	その他	10,858	
	市費	67,331	

42	動物の愛護及び保護管理事業	
本年度		千円 226,653
前年度		257,972
差引		△ 31,319
本年度の財源内訳	国	—
	その他	118,333
	市債	37,000
	市費	71,320

事業内容

犬や猫の適正飼育や終生飼育、不妊去勢手術の推進等の動物愛護普及啓発事業、犬や猫の保護収容や狂犬病予防事業等の動物保護管理事業を実施し、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目指していきます。

1 動物愛護センター運営事業 39,510千円

23年5月に開所した動物愛護センターは、しつけ方教室等を行う「交流棟」、治療等を行う「動物ふれあい棟」、猫の生態を観察し譲渡を促進する「猫の家」、屋外の「ふれあい広場」からなっており、動物行政の拠点とするとともに、犬や猫とのふれあいをきっかけとした市民の活動を支援する交流の場としても活用します。

運営は動物関係団体や市民ボランティア等との協働を基本として、収容動物が可能な限り譲渡されることを目指します。

【所在地】 神奈川県菅田町75番4

【面積】 敷地面積：10,560㎡ 延床面積：2,858㎡

【最大収容頭数】 犬70頭、猫120頭

【市民利用】 月曜～土曜 8時45分～17時15分

2 動物愛護普及啓発事業 29,677千円

動物愛護センターでは、保育園・小学校等の児童・生徒等を対象とした「動物の飼育体験教室」、動物の飼育者等を対象とした「しつけ方教室」や「譲渡会」等を開催します。

また、猫の不妊去勢手術(対象:4,500頭)、犬や猫のマイクロチップ装着(対象:1,000頭)費用の助成を横浜市獣医師会との協働で、継続して行います。

3 動物保護管理事業 63,543千円

犬・猫等の引取り業務、放れている犬、飼い主が不明で自活不能な猫及び傷病動物の保護収容を行います。

市民からの通報により発見された傷病動物は、横浜市獣医師会の動物病院で緊急的な治療を行い、その後の継続治療は動物愛護センターで行います。

また、保護収容した犬や猫等の診察及び治療、飼い主への返還、譲渡等を行うとともに、ペットショップ等の動物取扱業の監視指導を行います。

4 狂犬病予防事業 37,713千円

狂犬病発生の予防のため、犬の登録、狂犬病予防注射の接種を推進し、犬の登録台帳の管理、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付を行います。

5 動物愛護センター整備事業 56,210千円

23年5月に開所した動物愛護センターの周辺整備を引き続き行います。

43	医療安全の推進		事業内容 1 医療安全支援センター事業 10,780千円 (1) 医療安全相談窓口 医療に関する相談や苦情に中立的な立場で対応し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築及び医療機関における患者サービスの向上・促進を図ります。 (2) 医療安全研修会 医療安全管理体制の確保や患者サービスの向上等を目的に、医療従事者を対象とした研修会を開催します。 また、市民向け啓発の充実を図ります。
本 年 度	千円 32,204		2 薬務事業 12,771千円 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業などの許認可及び監視指導を行います。 また、市民を対象とした薬物乱用防止及び医薬品の適正使用に関する啓発を行います。 3 医療指導事業 8,653千円 医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）業務や許認可業務を通じて、良質な医療の提供や医療安全の推進を図ります。
前 年 度	34,020		
差 引	△ 1,816		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	29,156	
	市 費	3,048	

44	がん検診事業		事業内容 がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種のがん検診を、実施医療機関及び福祉保健センター等で実施します。 国庫補助事業として、がん検診推進事業による子宮・乳・大腸がん検診の個別勧奨を実施し、受診率の向上を図ります。 また、肺がん個別検診は全区での実施体制が整ったことから、モデル事業を終了して、精度管理も含めた検診として本格実施します。																																
本 年 度	千円 2,905,587		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>対 象</th> <th>24 年 度</th> <th>23 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>52,000人</td> <td>52,000人</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>20,020人</td> <td>17,000人</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>20歳以上の女性 (2年に1回)</td> <td>109,400人</td> <td>104,000人</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>40歳以上の女性 (2年に1回)</td> <td>67,240人</td> <td>68,500人</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>142,100人</td> <td>137,000人</td> </tr> <tr> <td>P S A検査 (前立腺)</td> <td>50歳以上の男性 (1年に1回)</td> <td>46,000人</td> <td>40,000人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>436,760人</td> <td>418,500人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	対 象	24 年 度	23 年 度	胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	52,000人	52,000人	肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	20,020人	17,000人	子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	109,400人	104,000人	乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	67,240人	68,500人	大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	142,100人	137,000人	P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (1年に1回)	46,000人	40,000人	計		436,760人	418,500人
区 分	対 象	24 年 度		23 年 度																															
胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	52,000人		52,000人																															
肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	20,020人		17,000人																															
子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	109,400人		104,000人																															
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	67,240人		68,500人																															
大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	142,100人		137,000人																															
P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (1年に1回)	46,000人		40,000人																															
計		436,760人		418,500人																															
前 年 度	2,633,036																																		
差 引	272,551																																		
本年度の財源内訳	国	460,607																																	
	県	—																																	
	その他	2,429																																	
	市 費	2,442,551																																	

45	健康づくりの推進		事業内容 市民の健康づくり計画である「健康横浜21」を推進するために、健康づくりに関する普及・啓発や生活習慣病予防のための事業を行うとともに、次期計画を検討・策定します。 また、「横浜市食育推進計画」の実践に向け、市民団体、民間事業者や関係区局と連携しながら、食育推進全国大会を本市で初めて開催するほか、市民一人ひとりが気軽に楽しみながら健康の維持・増進に取り組む仕組みづくりを進めます。
本 年 度	千円 163,269		1 市民の健康づくり推進事業【中期】 83,908千円 (1) 健康横浜21推進事業 重点取組の①食習慣の改善、②身体活動・運動の定着、③禁煙・分煙の推進及びメタボリックシンドローム対策について、引き続き推進事業を実施します。 また、25年度からの次期計画を策定し、新計画の周知・広報を行います。 (2) 地域人材育成・活動支援 保健活動推進員、食生活等改善推進員など地域の健康づくりの担い手となる人材を育成し、活動を支援します。
前 年 度	100,388		
差 引	62,881		
本年度の財源内訳	国	6,738	
	県	—	
	その他	431	
	市 費	156,100	
(3) 健康づくり事業 生活習慣病予防のための健康相談、訪問指導などを実施します。			
2 食育の推進【中期】 69,361千円 (1) 食育推進全国大会の開催【新規】 健全な食生活の実践や健康づくり、食の安全確保等の推進を目指した「横浜市食育推進計画」の実践に向け、内閣府との共催により、食育推進全国大会を本市で初めて開催し、市民への食育の普及啓発を図ります。 【大会名称】 第7回食育推進全国大会 【開催日時】 平成24年6月16日（土）、6月17日（日） 【会 場】 パシフィコ横浜展示ホールD・はまぎんホールヴィアマーレ 【テ ー マ】 食育&復興支援フェスティバル横浜 ～伝えよう「食」の楽しさ、うれしさ、喜びを～			
(2) 食育の推進 食育関係団体・民間事業者等で構成する推進組織「横浜市食育フォーラム」を通じ、市民・民間事業者との協働によるプロモーションを引き続き実施していきます。			
3 100万人の健康づくり戦略推進事業【中期】 10,000千円 壮年期から高齢期に至るまで市民一人ひとりが、気軽に楽しみながら健康の維持・増進に取り組む仕組みづくりを進めます。			

46	公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容
			1 公害健康被害者対策事業 (一般会計) 719,614千円 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 公害健康被害補償事業 (2) 公害保健福祉事業 (3) 環境保健事業 (4) 環境保健サーベイランス調査事業
	本年度	千円 780,428	
	前年度	784,781	2 石綿健康被害者対策事業 (一般会計) 19,310千円 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査等を実施するなど、石綿ばく露にかかる健康リスクの調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。
差 引		△ 4,353	
本年度の財源内訳	国	41,140	3 公害被害者救済事業費会計 41,504千円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 給付事業等 (2) 公害保健センター事業
	県	—	
	その他	724,689	
	市 費	14,599	

47	斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)		事業内容
			1 斎場運営事業 1,181,645千円 火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。
	本年度	千円 2,137,658	
	前年度	1,918,945	2 民営斎場使用料補助事業 30,702千円 民営火葬場を利用した市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。(補助金額16,000円/件)
差 引		218,713	
本年度の財源内訳	国	—	3 墓地霊堂事業 310,048千円 市営墓地(久保山、三ツ沢、日野公園、根岸外国人)及び久保山霊堂の管理運営を行うとともに、23年度に引き続き未使用区画の再募集(日野公園墓地 300区画を予定)を行います。
	その他	1,606,962	4 メモリアルグリーン事業 600,543千円 メモリアルグリーンの管理運営を行うとともに、使用者募集(樹木型300体、慰霊碑型1,700体)を行います。
	市 債	9,000	5 市営墓地整備検討事業 5,000千円 納骨堂の整備について検討を進めます。
	市 費	521,696	6 久保山霊堂耐震補強事業〈新規〉 9,720千円 久保山霊堂について耐震補強工事を行います。

外郭団体関連予算一覧

(単位：千円)

団体名	区分	24年度	23年度	増 △ 減	主な事業内容
(財)寿町勤労者福祉協会	補助金	68,464	57,326	11,138	① 寿町総合労働福祉会館の管理・診療所の運営等
	委託料	47,185	47,223	△ 38	① 寿生活館の管理
	計	115,649	104,549	11,100	
(福)横浜市社会福祉協議会 <合計>	補助金	5,804,747	5,893,054	△ 88,307	
	委託料	1,320,701	1,296,301	24,400	
	計	7,125,448	7,189,355	△ 63,907	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,524,262	1,560,944	△ 36,682	① 法人運営費等 ② 特定資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター
	委託料	1,170,951	1,140,559	30,392	① 地域包括支援センターの運営 (地域ケアプラザの管理・運営) ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,695,213	2,701,503	△ 6,290	
障害者支援センター	補助金	4,280,485	4,332,110	△ 51,625	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	149,750	155,742	△ 5,992	① 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営 ② 地域活動ホーム相談事業
	計	4,430,235	4,487,852	△ 57,617	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	補助金	187,157	163,472	23,685	① 事業団の運営
	委託料	2,456,159	2,457,913	△ 1,754	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	2,643,316	2,621,385	21,931	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	7,471	5,830	1,641	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	920,003	921,203	△ 1,200	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営
	計	927,474	927,033	441	
合計		10,811,887	10,842,322	△ 30,435	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

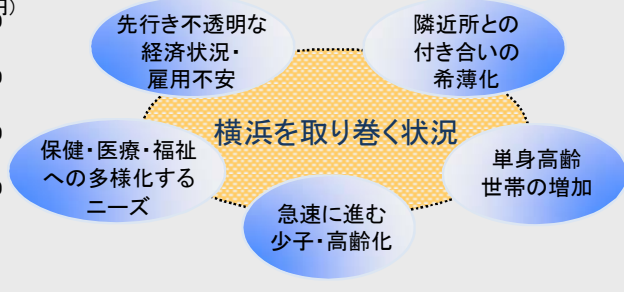
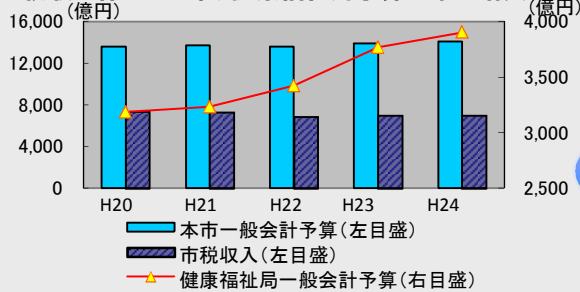
けんこういし

平成24年度 健康福祉局 運営方針

I 基本目標

- 今日の安心** 今日の生活に不安を抱える市民に、迅速かつ積極的な対応
日々の生活で発生する様々な不安や課題に、タイムリーかつ柔軟に対応します。
- 明日の安心** 安心できる地域生活の実現に向けた、施策のさらなる前進
中期4か年計画の中間振返りの課題を踏まえ、保健・医療・福祉施策を着実に進めます。
- そして
将来への安心** 将来に向けて、超高齢社会に対応した「つながり」を実感できる福祉社会の構築
「環境未来都市」として、持続可能なサービスの提供と安心して暮らせる地域づくりを市民の皆様と共に進めます。

<税収が伸びない中、健康福祉局予算は年々増大>



II 目標達成に向けた組織運営

◎財政基盤の強化に向けた取組

- ・持続可能な制度となるよう、事務事業の見直しを行い、歳出の削減に努めるとともに、歳入確保を強力に進めます。
- ・各種の国制度について、本市で安定的に行政運営ができるよう、国に対し制度見直しや、必要な財源措置を強く要望していきます。

◎重点課題の解決に向けた取組

- ・「よこはま保健医療プラン」や「健康横浜21」の次期計画の策定や各種計画*の推進によって、保健・医療・福祉の各分野の人材・ノウハウ・情報を共有・連携させ、より効果的なサービスを提供し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- ・「環境未来都市計画」にも掲げる100万人の健康づくり戦略などの取組を積極的に推進し、楽しみながら健康を維持し、地域の高齢者・障害者等を支える活動に幅広く参加できる仕組みづくりを進めます。

◎今日的な課題の解決に向けた取組

- ・孤立予防に向け、区局・地域・関係事業者等が連携した見守り支え合う仕組みづくりを進めます。
- ・放射線対策では、市民の安全を最優先に区局横断的に一丸となって取り組みを進めます。

◎健康福祉局で働くことに「よろこび」と「誇り」を感じる取組

- ・チームで取り組み、職員一人ひとりが、仕事の達成感を感じられる組織づくりをさらに進めます。
- ・職員が元気で働きやすい職場の環境づくりをソフト・ハードの両面から推進します。

※第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者プラン(第2期)、第2期地域福祉保健計画など

III 目標達成に向けた施策

1 地域福祉保健の推進

- ◇地域福祉保健計画の策定・推進
- ◇地域ケアプラザの運営支援、整備の促進
- ◇区福祉保健センターの人材育成、運営支援
- ◇地域における見守り・権利擁護の推進
- ◇災害時要援護者対策の充実
- ◇福祉のまちづくり条例の改定

2 高齢者保健福祉(地域包括ケア)の推進

- ◇介護人材の育成、確保
- ◇効果的な健康づくり・介護予防の取組
- ◇「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の展開
- ◇特別養護老人ホームの整備
- ◇小規模多機能型居宅介護事業所の整備・運営推進
- ◇高齢者が安心して生活できる住まいの確保
- ◇認知症疾患医療センターの整備

3 障害者施策の推進

- ◇「将来にわたるあんしん施策」の推進
- ◇就労支援施策の推進
- ◇障害者の移動支援施策の再構築
- ◇障害者の地域生活への移行の推進

4 生活基盤の安定と自立の支援

- ◇生活保護受給者等の自立に向けた支援の推進
- ◇生活保護制度の適正な運用の推進
- ◇国保の安定した財政運営と保険料の算定方式の変更
- ◇小児医療費助成の小1拡充(10月)の円滑な実施

5 地域医療体制の確保と充実

- ◇医療政策の総合的な企画と推進
- ◇次期「よこはま保健医療プラン」の策定
- ◇産科拠点病院の整備及び救急医療体制の強化
- ◇災害時医療体制の再構築
- ◇在宅医療と介護の連携の推進

6 健康で安全・安心な暮らしの支援

- ◇100万人の健康づくり戦略の具体化
- ◇次期「健康横浜21計画」の策定
- ◇食育推進全国大会(横浜大会)を通じた食育の普及啓発の推進
- ◇個別通知によるがん検診受診率の向上
- ◇衛生研究所の機能強化に向けた再整備
- ◇放射線対策の確実な実施
- ◇市民・医療機関啓発による医療の安心・安全の推進
- ◇O157、ノロウイルス等感染症、食中毒発生予防の強化
- ◇市民ニーズに対応した市営墓地・斎場の整備
- ◇動物愛護の推進

★基本目標等を具体化する、主な事業・取組は、健康福祉局24年度予算概要をご覧ください。